年金業務システム（個人番号管理サブシステム（1 次）及び基盤サブシステム）に係る基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務

調達仕様書

平成 27 年 3 月
厚生労働省年金局事業管理課システム室

目次

別紙一覧

別紙 1　本調達にて求める委託業務と開発標準及び SLCP-JCF2013 との対応関係
別紙 2　本調達の委託業務における厚生労働省及び日本年金機構並びに受託者間の調整方法等
別紙 3　年金業務システム開発管理環境接続仕様書
別紙 4　本調達仕様書の各種資料と最適化ガイドライン等の対応表
別紙 5　関連業者との役割分担表
別紙 6　マイルストーンと作業工程イメージ
別紙 7　ハードウェア想定構成
別紙 8　パッケージソフトウェア想定構成
別紙 9　ネットワーク想定構成
別紙 10　想定構成図
別紙 11　個人番号管理サブシステム（1 次）に係る基盤製品の導入スケジュール及び主な成果物（イメージ）

○　参考資料一覧

参考資料 1　公的年金業務の業務・システム最適化計画について（2014 年（平成 26 年）6 月 3 日（改定）厚生労働省情報政策会議決定）
http://www.mhlw.go.jp/topics/shakaihoken/03.html

参考資料 2　業務・システム最適化指針（ガイドライン）（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
http://www.e-gov.go.jp/doc/optimization/index.html

参考資料 3　「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成 26 年度版）
http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/kijyun26.pdf

参考資料 4　情報システムに係る政府調達の基本指針（2007 年（平成 19 年）3 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/tyoutatu/kihonshishin.pdf

参考資料 5　情報システムに係る政府調達の基本指針　実務手引書（第二版）（2007 年（平成 19 年）7 月 1 日総務省行政管理局作成）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000141665.pdf

参考資料 6　年金業務システム調達計画書
http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/keikakusho/141114-1.html

参考資料 7　情報システム調達のための技術参照モデル（TRM）（平成 24 年度版）（2013 年 4 月経済産業省公表）
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/tyoutatu/

参考資料 8　情報システムに係る相互運用性フレームワーク（平成 19 年 6 月 29 日経済産業省公表）
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/tyoutatu/

参考資料９　公用文の書き方資料集
http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/joho/series/index.html

参考資料 10　「社会保障・税に関わる番号制度に関する議論を踏まえた住民基本台帳ネットワークシステム等のあり方について【中間論点整理】」(平成 23 年 6 月 30 日住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000141657.pdf

参考資料 11　「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」(平成 23 年 1 月 31 日政府・与党社会保障改革検討本部)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000141658.pdf

参考資料 12　「社会保障・税番号要綱」(平成 23 年 4 月 28 日社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000141659.pdf

参考資料 13　「社会保障・税番号大綱」(平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部)
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/110630/honbun.pdf

参考資料 14　「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要（案)」(平成 23 年 12 月 16 日社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000141661.pdf

参考資料 15　「安全なウェブサイトの作り方 改訂第 6 版　(2012 年 12 月 26 日改訂独立行政法人 情報処理推進機構公表)」
http://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html

参考資料 16　「JIS X 8341-3：2010　高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第３部：ウェブコンテンツ」
http://www.jisc.go.jp/

参考資料 17　「特定個人情報保護評価に関する規則」の公布及び「特定個人情報保護評価指針」の公表（平成 26 年 4 月 18 日内閣府・特定個人情報保護委員会)
http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/pia/pia.html

参考資料 18　「ＩＳＯ／ＩＥＣ１５４０８を活用した調達のガイドブック Version 2.0」(平成 16 年 8 月 11 日経済産業省 商務情報政策局情報セキュリティ政策室)
http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/docs/cc/CCguide_ver2_0.pdf

参考資料 19　「IT セキュリティ評価及び認証制度等に基づく認証取得製品分野リスト」(平成 23 年 4 月 21 日　経済産業省)
http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/cclistmetisec2011.pdf

参考資料 20　「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」(平成 26 年 5 月 19 日経済産業省)
http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/cclistmetisec2014.pdf

参考資料 21　電力需給に関する検討会合（官邸 HP）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/

参考資料 22　各年度における電力需給対策（経産省 HP）
http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html

参考資料 23　「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成 26 年 12 月 3 日　各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000325350.pdf

○ 技術資料一覧

技術資料 1　年金業務システム要件定義書　第 2.6 版
技術資料 2　年金業務システム基本設計書　第 1.2 版
技術資料 3　年金業務システム開発標準　第 3.2 版
技術資料 4　年金業務システム開発管理標準　第 3.2 版
技術資料 5　テスト方針書（案）
技術資料 6　年金業務システム作業ガイド
技術資料 7　年金業務システム非機能要件定義書　第 1.7 版
技術資料 8　物理データベース設計（案）
技術資料 9　開発管理環境基本設計書
技術資料 10　各成果物の完了基準
技術資料 11　用語集
技術資料 12　システムリスク管理要領
技術資料 13　各種規約
技術資料 14　開発管理ガイド　年金業務システム（経過管理・電子決裁、個人番号管理（1 次）、基盤サブシステム）設計・開発工程編　第 1.0 版
技術資料 15　利用端末 OS 等設定情報
技術資料 16　利用端末グループポリシー設定情報
技術資料 17　基本設計補完工程成果物
技術資料 18　端末設備基本設計書
技術資料 19　マシン室レイアウト及び分電盤図
技術資料 20　製品選定候補一覧
技術資料 21　関連業者に係るこれまでの設計結果等

受託者の役割分担、納入成果物等の記述に関しては、本調達仕様書が優先されるものとする。
また、本調達仕様書、別紙等に記載された会社名、製品名等は、各社の商標又は登録商標である。

第1章　調達件名

年金業務システム（個人番号管理サブシステム（1次）及び基盤サブシステム）に係る基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務

第2章　作業の概要

2.1　目的

厚生労働省及び日本年金機構（以下「機構」という。）は、社会保険オンラインシステムを利用して、国民年金、厚生年金保険等に係る事業所及び被保険者に対する適用、各種保険料の徴収、年金給付等の各種給付並びにこれらに関連する相談等の公的年金業務を行っている。

これらの業務及びシステムを最適化するべく、「公的年金業務の業務・システム最適化計画（2014 年（平成 26 年）6 月 3 日（改定）厚生労働省情報政策会議決定）」（以下、「最適化計画」という。）に基づき、社会保険オンラインシステムで行っている業務について、業務の最適化、システムのオープン化等を実現する新たなシステム（年金業務システム）を構築することとして、年金業務システムの基本設計工程及び基本設計補完工程（※）を行ってきたところである。

（※）平成 22 年度から平成 25 年度にかけて、年金記録問題検証委員会の指摘を踏まえた業務プロセスの見直しの反映及び日本年金機構設立に伴う修正など年金制度改革の内容如何にかかわらず必要と考えられる基本設計の修正等を実施した工程を指す。

更に、先般、政府において、住民票を有するすべての人に重複することのない一意の番号を洩れなく付番し、国民にとっての利便性、行政事務の効率性・正確性、負担と給付の公平性を確保し、個人情報の保護に配慮しつつ幅広い行政分野において情報連携を行う仕組みを築くことを目的とした社会保障・税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）を創設するための「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）及び関係法律が制定された。

本調達は、最適化計画及び番号法に基づき新たに構築する年金業務システムのうち、平成 28 年 1 月に先行稼働する個人番号管理サブシステム（1 次）及び基盤サブシステム（以下、「本システム（先行稼働）」という。）に必要となる基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務を行うことを目的としている。

なお、年金業務システムに係わる調達計画には、本調達のほか、以下のとおり実施する調達がある。

① 経過管理・電子決裁、個人番号管理サブシステム（1 次）、基盤サブシステムに係る設計・開発等業務

② 個人番号管理サブシステム（2 次）に係る設計・開発等業務

③ 統計・業務分析サブシステムに係る設計・開発等業務

④ 個人番号管理（2 次）及び経過管理・電子決裁サブシステムハードウェア等納

入保守業務

⑤　経過管理・電子決裁サブシステム（拠点設備）ハードウェア等納入保守業務

⑥　統計・業務分析サブシステムに係るハードウェア等納入保守業務

⑦　共通運用管理業務

⑧　保守業務

2.2 用語の定義

本調達仕様書で用いる用語の定義は、「表 2.2-1　用語の定義」に示すとおりである。

なお、その他の用語については、「技術資料 11　用語集」並びに「技術資料 3　年金業務システム開発標準　第 3.2 版」及び「技術資料 4　年金業務システム開発管理標準　第 3.2 版」に定める用語の定義に準じる。

表2.2-1　用語の定義

No	用語	説明
1	社会保険オンラインシステム	「記録管理システム」、「基礎年金番号管理システム」及び「年金給付システム」の主要 3 システム並びにそれらの周辺システムにより構成され、全国の年金事務所、事務センター等に設置した業務端末をネットワークで結び運用している、既存の基幹系システムを指す。 なお、上記主要 3 システムの概要を、次に示す。 ・記録管理システム：公的年金制度の被保険者の資格や保険料の納付状況等の記録を管理するシステム。 ・基礎年金番号管理システム：基礎年金番号の払出し、重複払出しのチェック等を行うシステム。 ・年金給付システム：公的年金制度の受給権者の年金の裁定、支払等の業務処理を行うシステム。
2	現行システム	社会保険オンラインシステムのうち、記録管理システム及び基礎年金番号管理システムを指す。
3	年金業務システム	現行システムに代わるものとして、新たに構築しているシステムを指す。
4	業務ソフトウェア	年金業務システムを構成する、適用、徴収、給付、統計・業務分析及び業務共通（経過管理・電子決裁及び個人番号管理）の各業務処理を行うソフトウェアを指す。
5	基盤製品	OS、ミドルウェア等のパッケージソフトウェア及びハードウェア（ネットワーク機器を含む）を指す。
6	基盤ソフトウェア	業務ソフトウェアが共通で利用するシステムの共通機能及び基盤製品を制御する機能を集約したソフトウェアを指す。

No	用語	説明
7	システム基盤	基盤製品及び基盤ソフトウェアを指す。
8	基盤サブシステム	システム基盤により実現される機能群を指す。
9	アプリケーションソフトウェア	年金業務システムの基盤製品上で動作する業務ソフトウェア及び基盤ソフトウェアを指す。
10	経過管理・電子決裁サブシステム	被保険者等から提出される届書や申請書（紙媒体のほか、電子媒体、電子申請による届書、申請書及び添付書類を含む。以下「届書等」という。）について、審査、決裁に係る電子決裁処理、受付から結果の通知までの経過等を一元管理する業務ソフトウェアを指す。 本サブシステムは、平成 29 年 1 月より本稼働を開始する。
11	個人番号管理サブシステム	番号制度の導入に伴い、個人番号を利用した年金記録に関する相談・照会業務等を行うため、個人番号と基礎年金番号の主に個人番号と基礎年金番号の紐付情報を登録、照会するする業務ソフトウェアを指す。 本サブシステムは、以下のとおり段階的に稼働を開始する。 ・先行稼働（H28.1）：個人番号管理サブシステム（1 次） ・本稼働（H29.1）：個人番号管理サブシステム（2 次）
12	統計・業務分析サブシステム	案件「統計・業務分析サブシステム係る設計・開発等業務」により構築される、統計資料の作成、業務分析に必要な情報の作成、現行システムから連携される各種データの調査等の処理を行う業務ソフトウェアを指す。 本サブシステムは、以下のとおり段階的に稼働を開始する。 ・先行稼働（H27.8）：データ連携・調査機能 ・本稼働（H28.11）：統計・業務分析機能
13	要件定義書	「技術資料 1 年金業務システム要件定義書 第 2.6 版」を指す。 なお、上記文書に対して、設計・開発業者の受託業務等により追加・修正されるものを含む。
14	基本設計書	「技術資料 2 年金業務システム基本設計書 第 1.2 版」を指す。 なお、上記文書に対して、設計・開発業者の受託業務等により追加・修正されるものを含む。

No	用語	説明
15	アーキテクチャ仕様書	業務ソフトウェア及びシステム基盤に係るシステム全体の構造を示すとともに、これらの設計の前提となる事項を明確にした、基本設計補完工程の成果物のうちの一つを指す。 なお、「アーキテクチャ仕様書」は、「技術資料 17 基本設計補完工程成果物」に含まれる。
16	開発標準	年金業務システムの設計・開発の工程に含まれる詳細な作業項目及び作業手順を定めたもの。「技術資料 3 年金業務システム開発標準 第3.2版」を指す。
17	開発管理標準	年金業務システムの設計・開発の工程について、システムを高品質かつ適正なコストで必要な時期に提供するために必要な管理項目及び管理手順を定めたもの。「技術資料 4 年金業務システム開発管理標準第3.2版」を指す。
18	非機能要件定義書	年金業務システムの要件のうち、機能面以外の、性能や信頼性、拡張性、運用性、情報セキュリティ等に関する要件を示すもの。「技術資料 7 年金業務システム非機能要件定義書 第1.7 版」を指す。 なお、上記文書に対して、設計・開発業者の受託業務等により追加・修正されるものを含む。
19	最適化ガイドライン	「参考資料 2 業務･システム最適化指針（ガイドライン）（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」を指す。
20	政府統一基準	「参考資料 3「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成 26 年度版）」を指す。
21	政府調達指針	「参考資料 4 情報システムに係る政府調達の基本指針（2007 年（平成 19 年）3 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」を指す。
22	統合業務	機構及び本システムを構築する他受託者との調整または作業の取りまとめ等、本プロジェクト全体に係るプロジェクトマネジメント関連業務を指す。 また、各種作業ガイド、マニュアルの作成、整備及び標準化、共通化の推進、テスト工程及び移行作業に係る計画策定及び結果確認作業を行う。
23	支援業者	機構が調達した「日本年金機構におけるシステム支援等業務一式」の受託者を指す。本案件の工程管理業務を行う。
24	設計・開発業者	案件「経過管理・電子決裁、個人番号管理（1 次）、基盤サブシステムに係る設計・開発等業務」の受託者を指す。

No	用語	説明
25	ハードウェア等納入業者	年金業務システムの基盤製品の納入、構築、保守等を行う事業者を指す。なお、本受託者を含む。
26	保守業者	年金業務システムの稼働後における、アプリケーションソフトウェア保守等を行う事業者を指す。
27	共通運用管理業者	年金業務システムの稼働後における、年金業務システム共通各サブシステム（経過管理・電子決裁サブシステム、個人番号管理サブシステム、統計・業務分析サブシステム及び基盤サブシステム）のシステム運用業務を行う事業者を指す。
28	現行システム改修業者	本システム（先行稼働）の稼働に伴って必要となる、現行システムの改修に係る設計・開発等業務を行う事業者を指す。
29	電子申請サーバシステム	電子政府の総合窓口（e-Gov）から電子申請データを受け付けた後、記録管理システム等への登録、処理結果の通知等を処理するシステムを指す。
30	個人番号	番号法第7条に規定する個人番号を指す。
31	番号紐付情報	同一人に付与されたものであることが確認された基礎年金番号と個人番号の、組合せに係る情報をいう。 基礎年金番号、個人番号、同一人確認を行った事由及び日付が主な構成要素となる。
32	個人番号管理ファイル	個人番号管理サブシステムにおいて、被保険者・受給権者等に係る既保有基本情報と、住基ネットより取得する個人番号に紐付くいて取得した氏名、生年月日、性別、住所の情報を収録し、これらをもとに生成される番号紐付情報を収録するファイルを指す。
33	情報システム機構	「地方公共団体情報システム機構法」（平成25年法律第29号）に基づく地方公共団体情報システム機構を指す。
34	個人番号付番等システム	情報システム機構において、番号制度の基盤として、個人番号の生成・配布、情報提供ネットワークシステムとの連携等の業務を行うためのシステムを指す。
35	住基接続システム（即時・一括）	年金事務所等の窓口端末から住基ネットへの即時照会を可能とし、20歳等の年齢到達者に係る情報を、一括処理で住基ネットから記録管理システムに連携するシステムを指す。
36	住基接続システム	年金給付システムから住基ネットへ、年金受給者に係る住民票の異動者照会情報等を一括処理で連携するシステムを指す。

No	用語	説明
37	情報提供ネットワークシステム	番号制度の導入に伴い、番号法 2 条 14 項に基づいて、行政機関（情報照会者と情報提供者）の間を高度なセキュリティ管理とプライバシー保護の下で接続するコアシステムとインタフェースシステムから構成されるネットワークシステムを指す。
38	既保有基本情報	被保険者、事業主等から届出られ、現行システムで管理している情報のうち、被保険者、事業主等の特定に使用する情報（基本情報）について、年金業務システムのデータ体系に基づき管理するものを指す。 なお、基本情報とは、氏名、生年月日、性別、住所等からなる。
39	住民票情報	住民票記載事項のうち情報システム機構から提供される、本人の基本的属性（氏名、生年月日、性別、住所）に関する情報を指す。
40	厚生労働省統合ネットワーク	厚生労働省本省、地方支分部局、検疫所、機構等の各組織において、個別の業務ごとに構築していた専用通信回線の集約・統合及び運用管理の一元化を図るため、「厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき構築されたネットワーク基盤を指す。
41	ねんきんネット	年金加入記録の照会、年金見込額の試算、持ち主の分からない記録の検索、電子版「ねんきん定期便」、各種通知書の確認等、機構が国民に対して提供するサービス及び、そのサービスを担うシステムを指す。
42	住基ネット	住民基本台帳法に基づき運営されている住民基本台帳ネットワークシステムを指す。
43	収録者	制度上、個人番号が付番される者であって、すでに基礎年金番号と個人番号の紐付けが行われている者を指す。
44	未収録者	制度上、個人番号が付番される者であって、いまだ基礎年金番号と個人番号の紐付けが行われていない者を指す。
45	被保険者・受給権者等	被保険者、受給権者だけでなく、加入義務がありながら手続きをしていない潜在的な被保険者、加入義務が消滅したが年金受給権がいまだ発生していない待機者も含め、基礎年金番号を保有するすべての者を指す。 被保険者は、公的年金各制度（国民年金、厚生年金保険、各種共済組合）の加入者を、受給権者は、公的年金各制度の年金受給権を有する者を指す。
46	個人番号登録届	個人番号について、本人からの提出に基づきシステムに登録するための届書を指す。

No	用語	説明
47	個人番号カード等	個人番号を使用した年金の相談、照会及び個人番号登録届の提出に際して、本人の個人番号を確認するための書類等を指す。
48	住民票コード	住民基本台帳法に規定する住民票コードを指す。
49	収録結果通知書	被保険者・受給権者等から提出された、個人番号登録届、年金請求書及び現況届をもとに行われる、個人番号の収録処理に関して、その収録結果を記載した通知文書を指す。
50	ねんきん定期便	被保険者等に、直近1年間の加入記録等を通知するサービスを指す。誕生月ごとに通知される。すべての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているサービスを指す。
51	統合通知書	年金受給権者に年1回6月に送付される、年金額改定通知書と向こう1年分の年金振込通知書を兼ねた通知書を指す。
52	外国人氏名管理システム	基礎年金番号を保有する外国人の、アルファベット氏名等を管理するシステムを指す。 なお、当該システムは、個人番号管理サブシステム（1次）の稼働に伴うデータ移行の後、廃止することとしている。
53	郵便物管理システム	機構から送付される郵便物について、通知書の送付事蹟及び未送達事蹟（送達又は未送達の別）並びに当該事蹟情報に基づいた再送付抑止情報を管理するシステムを指す。
54	休日	行政機関の休日に関する法律第一条に定められた行政機関の休日を指す。
55	平日	行政機関の休日に関する法律第一条に定められた行政機関の休日以外の日を指す。

2.3 業務の概要

2.3.1 公的年金業務の全体概要

公的年金業務は、国民年金、厚生年金保険及び船員保険における事業所及び被保険者の適用、各種保険料の徴収や年金給付等の各種給付及びこれらに関連する相談対応、統計・業務分析並びに、全国健康保険協会管掌健康保険における事業所及び被保険者の適用、各種保険料の徴収から成る。

公的年金業務の規模は、平成23年度末現在、被保険者数約6,334万人、受給権者数約5,960万人、適用事業所数約175万事業所であり、事業主、被保険者等から提出される各種届出件数は、年間約15,800万件となっている。また、これら以外に、年間約1,690

万件の年金相談等に対応している。

各業務の概要は、「表 2.3-1　各業務の概要」に示すとおりである。

表 2.3-1　各業務の概要

対象業務	業務概要及び機能
適用業務	適用業務は、事業所適用と被保険者適用に係る機能から成る。 事業所適用は、未適用事業所に対する適用の勧奨、新規事業所の適用と決定通知書の作成、事業主からの届出に基づく情報変更と決定通知書の作成、全喪処理（社会保険からの脱退）等から成る。 被保険者適用は、未加入者抽出及び資格取得、算定基礎・標準賞与決定、被保険者情報変更、被扶養者認定、資格喪失、年金情報整備等から成る。
徴収業務	保険料の計算及び納付書・納入告知書を出力する収納通知、付加保険料及び保険料免除等保険料額の変更に係る保険料情報変更処理、被保険者及び事業所からの納付記録を登録する収納記録登録、被保険者からの過誤納を処理する還付・充当処理、滞納者及び滞納事業所に関わる滞納処分処理等から成る。
給付業務	年金の給付に関連する受理した届書の点検・審査、被保険者に対する情報通知書の作成及び受給権者に対する情報照会、年金給付システムで裁定及び年金額計算処理を行うのに必要な記録整備処理等から成る。
統計･業務分析	公的年金業務の実態を把握するために、国民年金及び厚生年金保険の被保険者並びに厚生年金保険等の適用事業所から提出された届書や申請書の処理状況、加入状況、保険料の納付状況等の、業務実績に係る統計資料の作成を行うとともに、集計された業務実績を用いた多角的な分析、検証、年度計画等の作成を行う。 また、公的年金業務に係る外部機関向け報告書の作成、統計情報の基礎データ作成等を行う。

2.3.2 番号制度導入に伴う業務処理の概要

「2.3.1 公的年金業務の全体概要」に示した業務分野において、番号制度の導入に伴い追加又は変更される業務処理のうち、個人番号管理サブシステム（１次）の対象は、以下に示すとおりである。

また、番号制度導入に伴い他府省で構築されるシステムと個人番号管理サブシステムの関連を、「図 2.3-2　番号制度導入に係る関連システムの構築スケジュール」に示す。

(1) 個人番号による年金の相談・照会

年金事務所等の窓口での年金に関する相談・照会業務について、基礎年金番号の他に、個人番号による相談者の年金記録の特定及び対応を可能とする。

(2) 住民票コードをもとにした個人番号の取得

機構が保有している住民票コードをもとに情報システム機構に照会し、個人番号を取得するとともに、基礎年金番号との紐付けを行う。

(3) 個人番号の収録状況の通知と、個人番号の登録申出の勧奨

収録者には個人番号の収録状況を通知し、未収録者には、個人番号登録届による届出の勧奨を行う。

(4) 未収録者を解消するための取組み

基礎年金番号に対応する個人番号を可能な限り収録して、未収録者の解消を図る。

(5) 個人番号の収録及び収録結果の通知

前記「(4) 未収録者を解消するための取組み」により把握した個人番号は、既保有基本情報と住民票情報の氏名・性別・生年月日を確認し、把握された個人番号の正当性が確認できた場合に、番号紐付情報を収録する。

またその場合には、収録した翌月に本人に対して、個人番号を収録した旨を通知する。

(6) 法定調書等への個人番号記載

平成 28 年 1 月以降に提出される公的年金等の扶養親族等申告書から、年金受給者本人及び扶養親族の個人番号の記載を求める。

また、平成 28 年分の公的年金等の源泉徴収票及び公的年金等支払報告書から、年金受給者本人及び扶養親族の個人番号を記載する。

図 2.3-2　番号制度導入に係る関連システムの構築スケジュール

2.4 情報システム化の範囲

2.4.1 システム化する処理機能

「2.3.2 番号制度導入に伴う業務処理の概要」(1)～(6) において示す業務を、本システム（先行稼働）においてシステム化する範囲とする。

主な処理機能の概要を以下に示す。

(1) 個人番号管理サブシステム（1次）の処理機能概要

① 個人番号等登録機能

個人番号登録届等に基づき、個人番号紐付情報等を登録する機能。

② 個人番号情報等照会機能

個人番号に係る番号紐付情報等を照会する機能。

③ 個人番号収録通知情報の作成機能

電子媒体に収録された通知情報等に、個人番号情報等を付加する機能。

④ 他システム連携機能

「表3.3-1 先行稼働で実現する外部インタフェース等一覧」に示す外部システムと連携する機能。

(2) 基盤サブシステムの処理機能概要

上記(1)①～④の業務ソフトウェアが稼働の際に共通で利用する、オンライン処理、バッチ処理等のシステム基盤により実現される機能。

2.5 調達範囲

2.5.1 調達範囲

本調達の範囲の概要は、以下「図 2.5-1 本調達の範囲」に示すとおりである。

図 2.5-1 本調達の範囲

本案件の調達対象は、「図 2.5-1 本調達の範囲」の二重線で示した、「個人番号管理サブシステム（1 次）の運用に係る基盤製品」の範囲に対する導入、賃貸借及び保守業務である。

なお、同図の破線で示す設計・開発業務（①～③）及び基盤製品の導入業務（④～⑥）については、別途調達を行う予定としている。（以下、これらの調達の受託者を総称して「他受託者」という。）

2.5.2 作業の概要

本調達の委託業務で実施する作業の概要は、以下に示すとおりである。

（1） 基盤製品の選定、納入、設置及び初期動作確認
（2） 環境構築（ネットワークを含む）、基盤単体テスト及び、基盤結合テスト並びに基盤総合テストに係る支援業務
（3） 基盤製品の保守

2.6 作業内容

本調達の委託業務で実施する作業の具体的な内容は、以下に示すとおりである。

なお、他受託者との役割分担は、「別紙5 関連業者との役割分担表」を、本調達の委託業務に係る開発標準上の位置づけとSLCP-JCF2013との関係については、「別紙1 本調達にて求

める委託業務と開発標準及びSLCP-JCF2013との対応関係」を、委託業務に係る全体スケジュールについては、「別紙6 マイルストーンと作業工程イメージ」を参照すること。

2.6.1 納入・構築業務

本調達の委託業務で実施する納入・構築業務の主な作業を以下に示す。

2.6.1.1 基本事項

(1) システム要件に係る問題、疑義等については、判断事由、解決策等を添えて機構へ確認の上、対応すること。

(2) 他受託者が実施する作業を阻害することのないよう、本調達の委託業務をスケジュールに基づき確実に実施すること。ただし、稼働日を遵守するために合理的あるいは効率的な方法がある場合は、積極的に提案の上、機構との協議結果を踏まえて実施すること。

(3) 稼働時期を遵守する上で、開発標準「第Ⅰ部 2. システム開発工程の構成と概要」等に示す開発手法と異なる手法を採用することが合理的あるいは効率的であると考える場合は、機構との協議の結果を踏まえて、実施すること。

(4) 個人番号管理サブシステム（1次）に係る稼働日までに、納入した基盤製品を確実に稼働させること。

(5) 設計・開発業者が実施する統合業務に関して、他受託者と連携が必要な事項の調整及び取りまとめの際には、協力すること。

(6) 上記(1)～(5)に掲げる事項以外について、疑義等が生じた場合には、機構へ確認し、協議の上で対応すること。

2.6.1.2 実施計画書の作成

(1) 基盤製品の納入・構築（テストを含む）業務を円滑に実施するため、作業方針、スケジュール、要員計画、管理計画等を示した作業計画（「実施計画書」）を作成すること。

(2) 「実施計画書」の作成に当たっては、「技術資料4　年金業務システム開発管理標準第3.2版」及び「技術資料21 関連業者に係るこれまでの設計結果等」に示す「全体実施計画書」を参照すること。

(3) 納入･構築業務において変更管理の対象となる成果物（「表2.7-2　納入成果物一覧」の項番2～11）について、「変更予定／実績一覧」を別途作成の上、「実施計画書」に添付すること。

(4) 作成した「実施計画書」については、「全体実施計画書」の作成に必要となるため、設計・開発業者にも提示すること。

2.6.1.3 プロジェクトマネジメント関連業務

「実施計画書」に記載した管理手法にしたがって、下記(1)～(9)の管理を行うとともに、プロジェクトの管理手法に関して、機構からの指示があった場合は、その指示

に従うこと。

(1) 進捗管理

① 納入・構築業務に関する進捗を管理し、「個別週次進捗報告書」及び「個別月次進捗報告書」を作成すること。

② 「個別週次進捗報告書」及び「個別月次進捗報告書」については、「全体週次進捗報告書」及び「全体月次進捗報告書」の作成に必要となるため、設計・開発業者へ提供すること。

③ 個別週次進捗会議において、進捗状況を報告すること。

(2) 品質管理

① 「表2.7-2 納入成果物一覧」に示す成果物のすべてについて品質を管理し、「レビュー報告書」を作成すること。

② 「表2.7-2　納入成果物一覧」項番3～11に示す成果物について、「品質評価報告書」を作成し、品質評価会議において品質評価結果を報告すること。

(3) 課題・問題管理

納入・構築業務における課題・問題を管理し、「課題管理台帳」の作成及び更新を行い、個別課題検討会議においてその対応状況を報告すること。

なお、機構と協議の上、必要に応じて全体課題検討会議においてその対応状況を報告すること。

(4) 変更管理

① 納入・構築業務において変更管理の対象となる成果物等の変更管理を実施し、「変更管理票」、「要件・設計確認一覧」、「変更明細書」、「影響調査票」、「影響調査結果報告書」を作成した上で、「変更予定／実績一覧」を更新すること。

② 作成又は更新した「変更管理票」、「要件・設計確認一覧」、「変更明細書」、「影響調査票」、「影響調査結果報告書」及び「変更予定／実績一覧」の内容は、仕様調整会議において機構の承認を得るものとする。

(5) リスク管理

① 納入・構築業務におけるリスクを管理し、「リスク管理台帳」の作成及び更新を行うこと。

② 管理するリスクの評価結果、対応策等について、個別週次進捗会議において報告すること。

(6) 文書管理

本調達の委託業務において作成する文書を管理すること。

(7) 情報セキュリティ管理

① 本受託者が取扱う情報に係る情報セキュリティ対策を実施すること。

② 情報セキュリティ管理の強化等に関し、厚生労働省及び機構から対応の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(8) 成果物管理

本調達の委託業務において作成する成果物を管理すること。

(9) コミュニケーション管理

① 納入・構築業務に必要なコミュニケーション管理を実施すること。なお、コミュニケーション管理に必要な会議体については、開発管理標準の「3.1 会議体」を参照すること。

② 納入・構築業務に係る個別週次進捗会議及び個別課題検討会議を開催し、議事録を作成すること。

2.6.1.4 基盤製品の決定

(1) 本調達において納入する、ハードウェア製品、パッケージソフトウェア製品及びネットワーク製品について、以下の資料に基づき、正当かつ公平に具体的な製品を決定すること。

① 別紙 7 ハードウェア想定構成

② 別紙 8 パッケージソフトウェア想定構成

③ 別紙 9 ネットワーク想定構成

④ 別紙 10 想定構成図

(2) 決定した製品については、「製品選定結果一覧」に取りまとめること。

(3) 製品の決定に当たっては、以下の点に留意すること。

① 競争原理によって、適正な価格で調達することが可能な製品であること。

② 納入後から 5 年以上、同等製品（同製品のバージョンアップ、又は後継製品）が継続的に調達可能であり、かつ保守サービスが受けられること。

③ 年金業務システムのための独自仕様でないこと。

④ 年金業務システムと同等の規模（トランザクション量とデータ量）での使用実績があること。

⑤ オープンソースソフトウェアの製品やツールについては、当該製品の保守や技術サポートを調達することが困難である場合は、採用しない。
また、当該製品を本システム（先行稼働）に組み込むために、本システム（先行稼働）のすべて又は一部のソースコードを開示する必要が生じるような状況が発生する場合は、事前に機構と協議すること。
さらに、当該製品を組み込むことによって本システム（先行稼働）の開発及び運用上での影響を発生させないようにすること。

⑥ 「参考資料 7 情報システム調達のための技術参照モデル（TRM）（平成 24 年度版）（2013 年 4 月経済産業省公表）」及び「参考資料 8 情報システムに係る相互運用性フレームワーク（平成 19 年 6 月 29 日経済産業省公表）」を参照し、可能な限り準拠すること。

⑦ 設計・開発業者の想定する基盤製品の構成を「技術資料 20　製品選定候補一覧」に示す。
同資料の「設計・開発への影響が大きい製品」列に「○」を付しているパッケージソフトウェア製品については、今後の設計・開発の工期等に大きな影響を与える恐れがある。当該製品以外の製品により提案する場合は、提案する製品が理由となって年金業務システムの設計・開発への変更・修正が生じないこと

を、製品の仕様及び動作検証結果等により論理的かつ具体的に証明するとともに、提案する製品が年金業務システムの設計・開発に対して影響を及ぼした場合は、本システムの稼働が遅延することのないよう、本受託者の負担と責任において復旧作業を行い、業務を履行すること。

なお、当該復旧等については、その実現性が確認できる具体的な手順・体制等を「復旧計画」として、提案書の一部に含めて策定すること。

⑧ 設計・開発業者のその他設計結果及び並行して実施している統計・業務分析サブシステムに係る設計の結果等について、「技術資料 21 関連業者に係るこれまでの設計結果等」に示すので、合わせて参照すること。

2.6.1.5 基盤製品の納入

(1) 機器等納入計画の策定

基盤製品の納入に関する作業項目、詳細スケジュール、体制、事前調査計画及び作業手順を取りまとめた「機器等納入計画書」を作成した上で、事前に機構に提示し承認を得ること。

なお、ハードウェア等の設置に係る運用施設・設備要件の詳細は、「10.3　運用施設・設備要件」を参照すること。

(2) 事前調査の実施

納入に先立って、下記①～④に掲げる事項等の事前調査を実施すること。

なお、事前調査の結果、既存設備に不足（LAN ケーブル、電源ケーブル、コンセントボックス等）がある場合は、本受託者の負担において準備すること。

① 分電盤、配管等の設備変更の要否及び電気工事実施の要否の調査

② 設置レイアウトの確認

③ 配線ルート及び配線可否の調査

④ 搬入ルートの確認

(3) ハードウェア等の搬入、開梱及び設置

① ハードウェア等の設置予定場所への搬入、開梱及び設置を実施すること。

② ハードウェア等の搬入出に当たっては、ビル設備及び機構設備に損害を与えないよう、建物内外、通路、階段及びエレベータ等の搬入ルートの保護（養生）を実施の上、所定の場所に搬入出し、完了次第、速やかにその旨を機構へ報告すること。

③ ハードウェア等の搬入出経路及び荷物エレベータの利用については、機構の指示に従うこと。

④ ハードウェア等の搬入出については、休日及び夜間搬入の場合があることにも留意すること。

⑤ ハードウェア等の搬入出に際し、稼働中の他の機器等に影響を与えないよう、細心の注意を払って実施すること。

⑥ ラックを設置するフリーアクセスの床板のカットを行うこと。

⑦ ハードウェア等について、ラックを単独で設置するものについては、スタビラ

イザ等を設置すること。ただし、複数ラックにまとめて設置する場合は、ラックを連結した上で同様に対応すること。

なお、作業に必要な耐震部材及び作業に係る費用については本受託者の負担とし、具体的な実施方法については、契約後、機構と調整すること。

⑧ マシン室及び運用室内のハードウェア間、部屋間等に必要なケーブルは、本受託者の負担において準備すること。

⑨ 準備したケーブルは、接続元及び接続先を明確にするためのタグを付けた上で敷設・結線を行うこと。

⑩ 作業完了後は、速やかに養生の撤去を行い、ハードウェア等の包装資材、養生材等のゴミを残さないこと。

⑪ 搬送、養生、廃棄物等に係る費用については、本受託者にて負担すること。

(4) 初期設定及び初期動作確認

納入した各種ハードウェア等の初期設定後、初期動作確認（電源投入確認、仮想化環境起動確認、OS 起動確認（仮想 OS を含む）、各種ネットワークにおける疎通確認等）を実施すること。

(5) 機器等納入結果報告書の作成

(1)で策定した機器等納入計画に対する作業結果を取りまとめた、「機器等納入結果報告書」を作成すること。

なお、「機器等納入結果報告書」の内容については、初期動作確認完了報告、電源容量報告及び総排出熱量報告を含めること。

2.6.1.6 環境構築

(1) 環境構築準備

① 納入する基盤製品によって各環境を構築する手順を記述した「基盤製品導入手順書」を作成すること。

② 納入する基盤製品について、設計・開発業者が実施する構成設計の結果を踏まえて、環境構築に必要となるパラメータ等（OS の環境変数、運用ツールに係るシェルスクリプトを含む）を定義すること。

③ 納入する基盤製品について、ハードウェアに関する情報の一覧（MAC アドレス等を含む）、配置、接続構成（図及び表にて記述。電源接続を含む）、パラメータ設定等を取りまとめること。

(2) 環境構築

① 「基盤製品導入手順書」等にしたがって、各種環境へのパッケージソフトウェアのインストール、パラメータ設定、システム運用に係る基盤サブシステムのジョブ登録等（運用ツールに係るシェルスクリプト等の開発を含む）を実施するとともに、「基盤製品導入結果報告書」を作成すること。

なお、環境構築は、設計・開発業者と密に連絡をとり実施すること。

② 本システム（先行稼働）と、利用拠点、「3.3 外部インタフェース要件等」に記載の接続先システム及び開発管理環境との間、並びに本システム（先行稼働）

内の通信に関し、設計・開発業者が実施するネットワークの設計結果に基づき、ネットワークを構築すること。

③ (1)②で定義した情報及び(1)③で取りまとめた情報を踏まえて、設計・開発業者が作成した「環境設計書」を更新すること。

2.6.1.7 基盤テスト

(1) 環境構築を行った基盤製品について、基盤単体テストを実施すること。

(2) 設計・開発業者が実施する基盤結合テスト及び基盤総合テストについて、支援を行うこと。

(3) テスト要件の詳細については、「第 8 章 テスト要件」を参照すること。

2.6.2 保守業務

本調達で実施する保守業務の主な作業を以下に示す。

2.6.2.1 基盤製品の保守業務

(1) 構築した基盤製品（運用ツールを含む）について、保守業務を行うこと。

(2) 基盤製品の運用・保守作業に必要な手順等をまとめた、「システム運用マニュアル」を作成すること。

(3) 保守要件の詳細については、「第 10 章 運用要件」及び「第 11 章 保守要件」を参照すること。

また、SLCP-JCF2013 のアクティビティとの関係については、「別紙 1 本調達にて求める委託業務と開発標準及び SLCP-JCF2013 との対応関係」を参照すること。

2.6.2.2 総合テスト及び受入テストの支援作業

(1) 設計・開発業者が実施する総合テストについて、支援を行うこと。

(2) 機構が実施する受入テストについて、支援を行うこと。

(3) テスト要件の詳細については、「第 8 章 テスト要件」を参照すること。

2.6.2.3 各種情報の提供等

(1) 先行稼働及び本稼働に係る移行に関し、機構、共通運用管理業者等が作業を実施するに際して設定変更及び各種情報の提供を行うこと。

(2) 運用及び保守に関し、機構、共通運用管理業者等が作業を実施するに際して必要な各種情報を提供すること。

(3) 共通運用管理業者に対して、「システム運用マニュアル」等の引継ぎを実施すること。

2.6.2.4 賃貸借期間満了時における納入物品の撤去

(1) 賃貸借期間満了時において、ハードウェア・ネットワーク等、本受託者が納入した基盤製品を撤去すること。

(2) 撤去の時期や方法に関して、機構との協議に応じること。

(3) 撤去に際し、撤去機器等から個人情報が漏えいすることを防ぐため、データを消去するソフトウェア又はデータ消去装置等を用いて、当該機器に記録されているすべての情報を復元不可能な状態にすること。
(4) 情報が記録されたハードウェア（HDD 等）については、撤去後直ちに廃棄するものとし、速やかに廃棄証明書を提出すること。
(5) 撤去後、データ消去の証明書を提出すること。

2.6.3 関連業者
(1) 本委託業務の実施に当たり、関連する事業者は、「表 2.6-1　関連業者一覧」に示すとおりである。
(2) 本受託者は、本システム（先行稼働）の構築に係る作業に支障が生じないよう、関連業者と調整を行うこと。
(3) 関連業者との調整の内容及び結果については、個別週次進捗会議又は全体進捗会議において、機構に報告すること。

表 2.6-1　関連業者一覧

No	区分	関連業者	説明
1.	開発	設計・開発業者	以下のシステムに係る設計・開発等業務を行う。 ・個人番号管理サブシステム（1 次）（先行稼働） ・経過管理・電子決裁サブシステム（本稼働） ・基盤サブシステム（先行稼働及び本稼働）
2.		個人番号管理サブシステム（2 次）に係る設計・開発等業者	以下のシステムに係る設計・開発等業務を行う。 ・個人番号管理サブシステム（2 次）（本稼働）
3.		統計・業務分析サブシステムに係る設計・開発等業者	以下の業務を行う。 ・統計・業務分析サブシステム（先行稼働及び本稼働）の設計・開発等 ・統計・業務分析サブシステム（先行稼働）の基盤製品の環境構築 ・統計・業務分析サブシステム（先行稼働）のハードウェア、パッケージソフトウェア等の納入 ・統計・業務分析サブシステム（本稼働）の一部のパッケージソフトウェアの納入 ・納入した基盤製品等の保守

No	区分	関連業者	説明
4.	製品	個人番号管理(2 次)及び経過管理・電子決裁サブシステムに係るハードウェア等納入・保守業者	以下の業務を行う。 ・経過管理・電子決裁サブシステム（本稼働）の基盤製品の環境構築 ・経過管理・電子決裁サブシステム（本稼働）のハードウェア、パッケージソフトウェア等の納入 ・納入した基盤製品等の保守
5.		経過管理・電子決裁サブシステムに係るハードウェア等（拠点設備）納入・保守業者	経過管理・電子決裁サブシステム（本稼働）において使用する拠点設備に係るハードウェア、パッケージソフトウェア等の納入及び保守を行う。
6.		統計・業務分析サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者	以下の業務を行う。 ・統計・業務分析サブシステム（本稼働）の基盤製品の環境構築 ・統計・業務分析サブシステム（本稼働）のハードウェア、パッケージソフトウェア等の納入 ・納入した基盤製品等の保守
7.	運用	共通運用管理業者	以下のシステムに係る運用管理業務、ヘルプデスク業務等を行う。 ・個人番号管理サブシステム（1 次）（先行稼働） ・個人番号管理サブシステム（2 次）（本稼働） ・経過管理・電子決裁サブシステム（本稼働） ・統計・業務分析サブシステム（先行稼働及び本稼働） ・基盤サブシステム（先行稼働及び本稼働） ・開発管理環境 また、経過管理・電子決裁サブシステム（本稼働）で使用する拠点設備に係る運用の計画を策定する役務及び運用管理の役務を行う。
8.	保守	保守業者	以下のシステムに係るアプリケーションソフトウェアの保守業務を行う。 ・個人番号管理サブシステム（1 次）（先行稼働） ・個人番号管理サブシステム（2 次）（本稼働） ・経過管理・電子決裁サブシステム（本稼働） ・統計・業務分析サブシステム（先行稼働及び本稼働） ・基盤サブシステム（先行稼働及び本稼働）

No	区分	関連業者	説明
9.	その他	機構 LAN 保守業者	日本年金機構 LAN システム（以下、「機構 LAN システム」という。）の保守業者。 本システム（先行稼働）における利用者情報の連携、ネットワーク等に関して、必要な調整を行う。
10.		統合ネットワーク保守業者	厚生労働省統合ネットワークの運用・保守業者。 拠点間をつなぐネットワークに係る調整を行う。
11.		端末運用管理業者	各拠点に設置している業務端末の運用管理業者。 業務端末や拠点ネットワークに係る調整を行う。
12.		外部データ連携先業者	各連携先システムの運用・管理を担当する事業者。 以下に示すシステムとの情報連携に必要な機能の提供と調整を行う。 ① 年金給付システム ② 住基接続システム（即時・一括） ③ 電子申請サーバシステム ④ 郵便物管理システム ⑤ ねんきんネット ⑥外国人氏名管理システム
13.		現行システム改修業者	本システム（先行稼働）の稼働に伴って必要となる、現行システムの改修に係る設計・開発等業務を行う事業者。 記録管理システムとの情報連携に必要な業務を行う。
14.		営繕工事業者（マシン室）	本システム（先行稼働）で利用するマシン室に係る電源工事、空調工事を行う。

※上記の関連業者は、本システム（先行稼働）において関連する事業者を示したものであるが、実際の調達単位とは異なる場合があることに留意すること。

2.6.4　役割分担

本受託者、関連業者及び機構が実施する作業に係る役割分担は、「別紙 5　関連業者との役割分担表」に示すとおりである。

2.7　納入物

(1) 納入物品は、「表 2.7-1　納入物品一覧」に、納入成果物は、「表 2.7-2　納入成果物一覧」に示すとおりである。
(2) 納入物品及び納入成果物を、「別紙 11　個人番号管理サブシステム（1 次）に係る基盤製品の導入スケジュール及び主な成果物（イメージ）」に示すチェックポイントまでに、「技術資料 10　各成果物の完了基準」を満たした上で、機構へ提出すること。
(3) 納入物品及び納入成果物以外で、本調達の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。
(4) 納入物品及び納入成果物以外で、本調達の役務を実施する上で厚生労働省及び機構

が必要と考える納入物が判明した場合は、協議の上、別途提出すること。

(5) 納入成果物を作成するに当たっては、記載方法及び体裁について事前に機構へサンプルを提示し、承認を受けてから作成すること。

(6) 納入成果物に係る仕様検討会議、レビュー等で使用した関連資料（設計の根拠を示す資料を含む。）は、項番 1 の「プロジェクト管理に係る文書」として納入すること。

(7) 厚生労働省と本受託者の納入成果物に係る認識の相違をなくすため、本調達において求める成果物に関して開発標準で規定する作業と、SLCP-JCF2013 との対応関係を「別紙 1 本調達にて求める委託業務と開発標準及び SLCP-JCF2013 との対応関係」に示す。

2.7.1 納入物に係る共通事項

(1) 言語

① 納入成果物は、原則として、「参考資料 9 公用文の書き方資料集」を参照し、日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、この限りではない。

② 情報処理用語は、日本工業規格（JIS）の用語に従うこと。

(2) 納入形態

① 納入成果物は、指定の成果物を電子媒体により提供すること。

② 電子媒体は、原則としてCD-R又はDVD-Rを用いること。

③ 電子媒体は、原則として単一種類での納入とするが、やむを得ず複数種類の媒体に分けて納入する場合は、別途厚生労働省と協議の上、決定すること。

④ 電子媒体に保存するドキュメントの形式は、原則としてMicrosoft Word 2010、同Excel 2010、同Visio 2010、同Power Point 2010、同Project 2013、Embarcadero Technologies社 ER/Studio Data Architect 9.6、Sparx Systems社 Enterprise Architect 11.0 で読み込み可能な形式とすること。
また、すべてのファイルについて、PDF 1.7形式に変換したファイルも合わせて納入すること。
ただし、機構が他の形式による提出を求めた場合は、協議の上、これに応じること。

⑤ すでに存在する文書に対する修正を行った場合は、当該修正の対象となったファイルのみを納入すること。

⑥ 納入成果物の納入後、厚生労働省又は機構において改変が可能となるよう、図表等の元データも合わせて納入すること。

⑦ 特別なツールを使った場合は、ツールも合わせて納入すること。
なお、特別なツールを使う場合は、事前に機構と協議すること。

⑧ プログラム、テストデータ等の、開発に関連した成果物については、納入する際の形式・方法について、機構と協議すること。

⑨ 電子媒体に格納した納入成果物には、納入成果物一覧を電子ファイルにより添

付すること。

(3) 納入成果物の納入部数

① 納入成果物の電子媒体は、2部納入すること。

② 製品付属マニュアル類について、同一のものが複数ある場合は、2部のみ納入すること。

(4) 納入物の履行期限

① 「表2.7-1　納入物品一覧」及び「表2.7-2　納入成果物一覧」に示す納入物について、同表に示す履行期限までに、「2.7.3 納入物の納入場所」に示す場所へ納入すること。

② 納入物に係る検査・検収作業の詳細は、「12.7 検収」に示すとおりである。

表2.7-1　納入物品一覧

項番	納入物品	納入物品の主な内容	履行期限（※1）
1	ハードウェア一式（内訳詳細を含む）	本システム（先行稼働）の運用に係るハードウェア一式。電源部材及び耐震部材等を含む。	平成27年7月31日
2	パッケージソフトウェア一式（内訳詳細を含む）	本システム（先行稼働）の運用に係るパッケージソフトウェア一式。	平成27年7月31日
3	ネットワーク機器一式（内訳詳細を含む）	本システム（先行稼働）の運用に係るネットワーク機器一式。配線ケーブル等を含む。	平成27年7月31日

（※1）「12.7 検収」に示すとおり、履行期限とは検収作業を完了する期限であるため、検収に係る作業期間を考慮し、納入物を提出すること。

表2.7-2　納入成果物一覧

項番	納入成果物	納入成果物の主な内容	履行期限（※1）
1	プロジェクト管理に係る文書	A. 本調達の委託業務を実施するためのプロジェクトマネジメント関連業務に係る作業の、実施予定／実績を記録した文書 B. 開発管理標準に定められた会議の開催・運営に当たり作成した資料及び会議の議事録 C. 「最適化ガイドライン」に定められた「進捗報告書」に相当する文書、並びに関連する会議に当たり作成した資料及び会議の議事録 D. その他厚生労働省内外から作業進捗状況等に係る説明を求められた際の、説明資料及び参加した会議・打合せの議事録	平成27年9月30日

項番	納入成果物	納入成果物の主な内容	履行期限（※1）
2	A.実施計画書 B.変更予定/実績一覧	A.本調達の委託業務を実施するための計画等、以下の項目を記載した文書。詳細については、開発管理標準「2.2 実施計画書の構成」を参照すること ・開発プロジェクト概要（※2） ・開発方針（※2） ・スケジュール ・役務の作業内容と完了基準 ・成果物 ・実施体制 ・要員計画 ・管理計画 B.委託業務を実施するに当たり、変更管理の対象となる成果物と、その変更作業のスケジュール等を記載した管理台帳。	平成27年7月31日
3	製品選定結果一覧	本システム（先行稼働）の機能要件・非機能要件を満たした上で、開発された本システム（先行稼働）を運用するために必要となるハードウェアやパッケージソフトウェア等、納入する基盤製品の一覧。	平成27年7月31日
4	機器等納入計画書	基盤製品の納入に関する詳細なスケジュール、作業範囲等を記載した計画書。	平成27年7月31日
5	機器等納入結果報告書	機器等納入計画にしたがって実施された作業の結果を取りまとめた報告書。	平成27年7月31日
6	詳細設計工程（基盤）成果物一式	開発標準に定められた、「詳細設計工程」において作成又は更新した以下の成果物。 ・環境設計書 ・基盤製品導入手順書	平成27年9月30日
7	プログラム開発工程（基盤）成果物一式	開発標準に定められた、「プログラム開発工程」において作成又は更新した以下の成果物。 ・基盤単体テスト実施計画書 ・基盤単体テスト仕様書 ・基盤単体テスト結果報告書 ・基盤製品導入結果報告書	平成27年9月30日

項番	納入成果物	納入成果物の主な内容	履行期限（※1）
8	移行作業手順書	開発標準に定められた「移行作業手順書」で、本番移行に向けた基盤製品のシステム切替え手順を示した文書。	平成27年9月30日
9	システム運用マニュアル	開発標準に定められた「システム運用マニュアル」で、基盤製品の運用・保守作業に必要な手順等がまとめられた以下の文書からなり、共通運用管理業者に引継ぎされる文書。 ・通常時運用手順書 ・障害時運用手順書 ・保守手順書	平成27年9月30日
10	基盤保守マニュアル	基盤製品を保守する上で必要な、基盤製品の利用方法、パラメータ変更手順及び障害時における一般的な対応手順がまとめられた文書。	平成27年9月30日
11	保守実施計画書	計画保守（定期保守）の実施計画に係る文書。なお、スケジュール、体制等のプロジェクト管理に係る内容を含む。	平成27年9月30日
12	保守実施報告書（※3）	本システム（先行稼働）の保守作業に関する実施結果を報告する文書。	平成27年10月から平成32年3月までの各月末日（※4）
13	障害対応実施報告書	基盤製品の障害に関する対応結果を報告する文書。なお、障害対応に関する中間報告等の進捗内容を含む。	随時
14	プロジェクト完了報告書	運用・保守に入るまでの実施プロジェクトについて、以下の事項を報告する文書。 ・プロジェクトマネジメントの計画・実績とその評価 ・プロジェクトの成果物の品質に関する計画・実績と評価 ・その他プロジェクトから得られた知見	平成27年9月30日

（※1）「12.7 検収」に示すとおり、履行期限とは検収作業を完了する期限であるため、検収に係る作業期間を考慮し、納入物を提出すること。

（※2）本調達の委託業務は、基盤製品の納入・構築及び保守であるため、読み替えること。

（※3）最終月は、①保守業務の完了報告、②作業の計画・実績とその評価、③本保守業務から得られた知見を報告すること。

（※4）各月末日が休日の場合は、各月の最後の平日とする。

2.7.2 納入成果物の修正等

納入を完了した成果物に修正の必要性が生じた場合は、以下の方法により行うこと。

(1) 契約期間中において修正の必要が生じた場合は、機構の承認を得た上で、速やかに修正を行うこと。

(2) 契約期間後においては、「12.8　瑕疵担保責任」に規定する要件に従うこと。

(3) 納入成果物の修正については、修正後の全編が格納された電子媒体を2部提出すること。

2.7.3　納入物の納入場所

(1) 納入物品一式

機構本部内の別途指定する場所とする。

(2) 納入成果物一式

厚生労働省が別途指定する場所とする。

2.8　契約期間等

契約締結時から平成32年3月31日までとする。

(1) 支払対象期間

① 製品納入・環境構築に係る経費：契約締結日から平成27年9月30日まで

② 基盤製品の賃貸借及び保守に係る経費：製品納入完了日の翌月から平成32年3月31日まで

(2) 支払方法等

支払方法等は、契約書において定める。

2.9　スケジュール

本調達の委託業務に関連する全体スケジュールは、「別紙6 マイルストーンと作業工程イメージ」に示すとおりである。

2.10　調達担当課室・連絡先

本仕様に関する問合せ先は、以下に示すとおりである。

東京都杉並区高井戸西３－５－２４　日本年金機構本部内
厚生労働省年金局事業管理課システム室
03(5344)1100　(内4716)

第3章　情報システムの要件

3.1 機能要件

本システム（先行稼働）の機能要件は、「要件定義書」及び「基本設計書」に示すとおりである。

また、基盤製品の機能要件については、別紙 7～9 を参照すること。

3.2 非機能要件

本システム（先行稼働）の非機能要件は、「非機能要件定義書」、「第4章 規模要件」及び「第5章 信頼性等要件」に示すとおりである。

3.3 外部インタフェース要件等

(1) 本システム（先行稼働）の外部インタフェース要件は、「要件定義書」及び「基本設計書」に示すとおりである。

(2) 本システム（先行稼働）における、本システム（先行稼働）と外部システムの間のインタフェースの詳細は、以下の「表3.3-1 先行稼働で実現する外部インタフェース等一覧」に示すとおりである。

なお、本表には、平成26年8月現在で開発内容の一部が未確定なシステムが含まれているため、接続先、連携情報等に変更がありうることに留意すること。

(3) 「表3.3-1 先行稼働で実現する外部インタフェース等一覧」に示す外部システムの稼働時期について、年金給付システム（周辺サーバ含む）及び郵便物管理システムは、平成28年中を予定しているため、「表3.3-1 先行稼働で実現する外部インタフェース等一覧」のうち、IDが1-10、1-12、1-13及び1-14のものについては、保守業務の範囲で、稼働時期に合わせた共通運用管理業者の設定変更作業の支援を行うこと。

表3.3-1　先行稼働で実現する外部インタフェース等一覧

ID	外部システム名	送信／受信	連携情報	接続方式
1-1	現行システム（記録管理システム及び基礎年金番号システム）	受信	ねんきん定期便の作成対象者に係る情報	電子媒体
1-2		送信	未収録者の調査に活用する情報	電子媒体
1-3	住基接続システム（即時・一括）	受信	住民票情報から本人確認及び４情報検索照会に係る要求及び応答情報	回線
1-4	年金給付システム（周辺サーバ含む）	受信	基礎年金番号と住民票コードが紐付いた住民票コード収録情報	回線 （移行時：電子媒体）
1-5		受信	情報システム機構からの回答分の住民票コードと個人番号が紐付いた個人番号照会情報	回線 （移行時：電子媒体）

ID	外部システム名	送信／受信	連携情報	接続方式
1-6		受信	統合通知書作成に係る統合通知書作成対象者の情報	回線
1-7		受信	個別通知作成に係る個別通知作成対象者の情報	回線
1-8		送信	個人番号収録時に取得した住民票コードと基礎年金番号が紐付いた収録結果情報	回線
1-9		送信	個人番号収録通知の送達事蹟に係る送達事蹟連携情報	回線
1-10		送信	基礎年金番号と個人番号が紐付いた個人番号紐付情報と住民票情報	回線 (移行時：電子媒体)
1-11	ねんきんネット	送信	ねんきんネットへ提供する個人番号の収録状況に係る個人番号収録状況情報	回線 (移行時：電子媒体)
1-12	郵便物管理システム	送信	本システム（先行稼働）で作成した通知事蹟情報	回線 (ピーク時：電子媒体)
1-13		送信	郵便物管理システムで保有している送達事蹟の照会に係る送達事蹟照会情報	回線 (ピーク時：電子媒体)
1-14		受信	郵便物管理システムで保有している送達事蹟の回答に係る送達事蹟回答情報	回線 (ピーク時：電子媒体)
1-15	機構LANシステム	受信	機構LANシステムで保有している利用者情報と組織情報	回線
1-16	統計・業務分析サブシステム	受信	本システム（先行稼働）のデータベースの状態を最新に保つために、現行システムから連携された基本情報の差分情報	回線 (移行時：電子媒体)
1-17		送信	本システム（先行稼働）で保有する個人番号管理情報	回線 (移行時：電子媒体)

第4章　規模要件

4.1 規模要件

本システム（先行稼働）の規模要件は、以下の内容に加え、「技術資料 7　年金業務システム非機能要件定義書　第 1.7 版」の 2.基礎数値動向、3.ユーザ定義、4.業務見積基準表（業務ベースライン）に示すとおりである。

(1) 利用者数等

本システム（先行稼働）の、オンライン利用者数の合計及び同時接続ユーザ数は、「表 4.1-1　先行稼働時における利用者数･同時接続ユーザ数」に示すとおりである。

なお、同時接続ユーザ数とは、ある時点でシステムに同時に接続している状態の利用者数を示す。

① 先行稼働（H28.1～）時の利用者数等

表 4.1-1　先行稼働時における利用者数・同時接続ユーザ数

No	区分		人数
1	利用者数総合計		約 39,000 人
2	同時接続ユーザ数		
3		最大	約 7,000 人
4		平均	約 1,000 人

(2) 拠点数

本システム（先行稼働）を利用する拠点数は、「表 4.1-2　利用場所」に示すとおりである。(※平成 25 年 12 月時点)

表 4.1-2　利用場所

No	拠点名	拠点数
1	機構本部	4 か所
2	ブロック本部	9 か所
3	事務センター	71 か所
4	年金事務所	315 か所
5	街角の年金相談センター	70 か所
6	コールセンター	4 か所
7	厚生労働省	1 か所

(3) 業務量

① 業務処理量

個人番号管理サブシステムに係る業務処理量は、「表 4.1-3　個人番号管理の

業務処理量（オンライン)」及び「表 4.1-4　個人番号管理の業務処理量（バッチ)」に示すとおりである。

② 業務処理量の増加率

「表 4.1-3 個人番号管理の業務処理量（オンライン）」から計算される年間業務処理量は、先行稼働後 5 年間について、前年度比 5%の増加を想定すること。

なお、業務処理量（バッチ）の増加については、備考を参照すること。

表 4.1-3　個人番号管理の業務処理量（オンライン）

No	業務	業務種別	業務量	ピーク特性	業務処理概要との関連
1	個人番号による年金の相談・照会	個人番号収録状況照会（個人番号関連情報照会）	約 65,000 件/日	午前中のうちの 2 時間で、1 日の処理件数の 4 割程度を処理 （ピーク月はなし）	2.3.2（1）
		アルファベット氏名検索	約 125 件/日	午前中のうちの 2 時間で、1 日の処理件数の 4 割程度を処理 （ピーク月はなし）	
		住民票情報照会	約 20,200 件/日	午前中のうちの 2 時間で、1 日の処理件数の 4 割程度を処理 （ピーク月はなし）	
2	個人番号紐付情報登録	個人番号紐付情報登録	約 20,000 件/日	午前中のうちの 2 時間で、1 日の処理件数の 4 割程度を処理 （ピーク月はなし）	2.3.2（4）
		個人番号非保有理由登録	約 1,250 件/日	午前中のうちの 2 時間で、1 日の処理件数の 4 割程度を処理 （ピーク月はなし）	
		個人番号紐付情報取消	約 20 件/日	特になし	
		個人番号紐付情報強制登録	約 200 件/日	特になし	
		個人番号関連情報変更	約 200 件/日	午前中のうちの 2 時間で、1 日の処理件数の 4 割程度を処理 （ピーク月はなし）	

No	業務	業務種別	業務量	ピーク特性	業務処理概要との関連
3	疑重複対象外国人の調査	疑重複調査結果登録	約 250 件/日	特になし	2.3.2（4）
		疑重複調査対象者照会	約 125 件/日	特になし	
4	処理結果リスト作成	処理結果リスト作成	約 20,000 件/日	特になし	2.3.2（1）
		処理結果リスト作成(管理者用)	約 2,800 件/日	午前中のうちの 2 時間で、1 日の処理件数の 8 割程度を処理 （ピーク月はなし）	

表 4.1-4　個人番号管理の業務処理量（バッチ）

No	業務	業務種別	周期	業務量	ピーク特性	業務処理概要との関連
1	住民票コードに基づく番号紐付情報の収録	提供情報登録(統計・業務分析サブシステム)(初回移行分)	移行時のみ	約 130,000,000 件	特になし	2.3.2（2）
		提供情報登録(年金給付システム)(初回移行分)	移行時のみ	約 100,000,000 件	特になし	
		提供情報登録(外国人氏名管理システム)(初回移行分)	移行時のみ	約 300,000 件	特になし	
		個人番号紐付情報登録(初回移行分)	移行時のみ	約 100,000,000 件	特になし	
		提供情報登録(統計・業務分析サブシステム)(差分)	日次	約 730,000 件/日	特になし	
		提供情報登録(年金給付システム)(差分)	月次	約 300,000 件/月	特になし	
		個人番号紐付情報登録(差分)	月次	約 300,000 件/月	特になし	

No	業務	業務種別	周期	業務量	ピーク特性	業務処理概要との関連
2	個人番号の登録申出の勧奨及び個人番号の収録状況の通知	ねんきん定期便出力委託用媒体作成	随時	約 500,000 件/回 (13 回/月実施予定)	特になし	2.3.2 (3)、(5)
		統合通知書出力委託用媒体作成	年次	約 41,000,000 件/年	処理日 (1 日にて処理実施のこと)	
		通知対象者抽出(個別通知)	月次	約 250,000 件/月 (ピーク月：500,000 件/月)	H28 年 7 月 H28 年 12 月	
		通知事蹟情報(個人番号管理サブシステム)作成	月次	約 250,000 件/月 (ピーク月：500,000 件/月)	H28 年 7 月 H28 年 12 月	
		送達事蹟情報登録	月次	約 6,500,000 件/月 (ピーク月：約 47,500,000 件/月)	H28 年 7 月	
		送達事蹟連携情報抽出	月次	約 6,500,000 件/月 (ピーク月：約 47,500,000 件/月)	H28 年 7 月	
		未収録者抽出(市区町村・事業主)	随時	約 4,700,000 件/回	特になし	
3	ねんきんネットを活用した個人番号の登録申出の勧奨	個人番号収録状況提供ファイル作成(初回移行分)	移行時のみ	約 130,000,000 件	特になし	2.3.2 (4)
		個人番号収録状況提供ファイル作成(差分)	日次	約 50,000 件/日 (ピーク日：約 100,000 件/日)	平常日の 2 倍の処理を見込む	
4	未収録者解消に向けた更なる取	統計情報提供ファイル連携(初回移行分)	移行時のみ	約 100,000,000 件	特になし	2.3.2 (4)

No	業務	業務種別	周期	業務量	ピーク特性	業務処理概要との関連
	組みの検討	統計情報提供ファイル連携(差分)	日次	約50,000件/日(ピーク日：約100,000件/日)	平常日の2倍の処理を見込む	
5	個人番号紐付情報登録	番号収録(本部一括)	日次	約10,000件/日	特になし	2.3.2（4）
		収録結果抽出	月次	約600,000件/月	特になし	
6	処理結果リスト作成	処理結果リスト作成	日次	約40,000件/日	特になし	2.3.2（1）
7	法定調書等への個人番号記載	個人番号紐付情報提供ファイル作成(初回移行分)	移行時のみ	約130,000,000件	特になし	2.3.2（6）
		個人番号紐付情報提供ファイル作成	日次	約50,000件/日(ピーク日：約100,000件/日)	平常日の2倍の処理を見込む	

(4) データ量

オンライン業務における1件当たりのレコード・サイズ（1トランザクション当たりのテキストデータ等の平均データサイズの想定値）は、「表4.1-5　1件当たりのレコード･サイズ」に示すとおりである。

表4.1-5　1件当たりのレコード･サイズ

No	サブシステム名	レコード・サイズ
1	H28.1稼働 個人番号管理サブシステム	約5 Kバイト

第5章　信頼性等要件

5.1 信頼性要件

本システム（先行稼働）の信頼性要件は、「非機能要件定義書」の 6. 可用性に示すとおりである。

(1) 可用性

① 過度な冗長性を排除しつつ、適切な可用性対策を実施する。

② システム全体の停止につながる単一障害点を作らないこととする。

(2) 完全性

データの紛失や改ざんからデータを保護し、データの正確性及びデータの一貫性を保証することとする。

(3) 機密性

利用を許可された者以外の第三者は、システムを利用できないこととする。

5.2 拡張性要件

本システム（先行稼働）の拡張性要件は、以下の内容に加え、「非機能要件定義書」の 7. 拡張性に示すとおりである。

5.2.1 ハードウェアの拡張性等要件

(1) CPU 及びメモリの拡張性については、システム構成の変更や業務ソフトウェアへの影響が限定的であり、かつ高い投資対効果が期待できることから、原則として、スケールアップでの対応が可能となるハードウェアを選定するのもとする。

なお、機構と協議の上、スケールアウトが有効であると認められる場合は、スケールアウトによる拡張も可能とする。

(2) ハードウェアリソースの拡張性については、「表 5.2-1　ハードウェア拡張性等要件」に示す使用率及び拡張性を目安にするものとする。

表 5.2-1　ハードウェア拡張性等要件

No	項目	要件
1	CPU 処理能力の拡張性	初期導入時の 1.5 倍以上 4 倍以下
2	メモリ容量の拡張性	初期導入時の 1.5 倍以上 16 倍以下

5.3 上位互換性要件

(1) 基盤製品の上位互換性の確保

基盤製品の上位互換性を確保するため、「参考資料 7 情報システム調達のための技術参照モデル（TRM）平成 24 年度版」に記載された内容に可能な限り準拠した製品を決定すること。

5.4 システム中立性要件

(1) 特定の製品、技術等に依存することなく、運用・保守を、担当するベンダの交替時、システム拡張時、あるいは次期更改時等において、他の事業者等に必要な情報を、支障なく引き継ぐことが可能なシステム構成とすること。

(2) 「参考資料7 情報システム調達のための技術参照モデル(TRM) 平成24年度版」に記載された内容に可能な限り準拠した製品を決定すること。

第6章　情報セキュリティ要件

6.1 基本事項

(1) 本システム（先行稼働）の情報セキュリティ要件は、「要件定義書」及び「基本設計書」に示すほか、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「日本年金機構情報セキュリティポリシー」を参照すること。

(2) 情報セキュリティポリシーの開示等については、「13.8 遵守事項」に示す。

(3) 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」と「日本年金機構情報セキュリティポリシー」の規定に相違がある場合は、機構と協議の上で対応策を決定するものとする。

6.2 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策としては、原則として、「基本設計書」に示す要件に従って実装する。

(1) 情報セキュリティ機能の実装

以下の情報セキュリティ機能を実装する。

① 本システム（先行稼働）へのアクセスを、業務上必要なものに限るための利用者認証機能

② 盗聴等の脅威に対抗するために、伝送データを暗号化する機能

③ データベース、バックアップ等の蓄積データを暗号化する機能

④ テストデータ等をマスキング（変換、置換、シャッフル等）する機能

⑤ 権限を持つ機構職員が、利用者の画面操作に関するログを参照又は分析できる不正追跡機能

⑥ 権限を持つ機構職員が、特権IDを利用したすべての保守及び運用に関する作業証跡を、参照又は分析できる特権ID不正追跡機能

⑦ サーバ、ストレージ等に対する不正アクセス等の監視を行えるようにする不正監視機能

⑧ ブラウザ経由にて想定されるWebアプリケーション実装に対する対策機能（クロスサイトスクリプティング、SQLインジェクション等）

⑨ あらかじめ検知対象として定義されたファイルに加えられた、不正な変更を検知する改ざん検知機能

⑩ ウィルス、スパイウェア等の不正プログラムを検知し、駆除又は隔離を行うとともに、定義ファイルの自動配布・適用を行う不正プログラム対策機能

⑪ セキュリティレベルの異なるネットワーク境界上にて、ネットワーク間で行われる通信の通過制御を行うファイアウォール機能

⑫ 本システム（先行稼働）のネットワーク、サーバ等に対する不正アクセスを検知、遮断し、警告を通知する不正侵入防御機能

⑬ 本システム（先行稼働）のネットワークに対して、許可のないハードウェアの接続を自動で検知し、通信の遮断、記録の取得、警告を通知する不正接続防御機能

(2) 脆弱性対策の実施

以下の脆弱性対策を実施すること。

① 納入する基盤製品すべてに対し、取り得る脆弱性対策を実施すること。

② 納入する基盤製品について、すでに公表されている又は役務期間中において新たに公表される脆弱性情報を収集すること。

③ 収集した脆弱性情報に係る対処の要否、可否について検討するとともに、対処要としたものに関しては、対処方法を機構と協議し、決定すること。否としたものに関しては、その理由、代替措置及び影響を、機構に報告すること。

④ 決定した対処又は代替措置を実施すること。

(3) IT セキュリティ評価及び認証制度に基づく認証取得製品の採用

納入する基盤製品については、「IT セキュリティ評価及び認証制度」に基づく認証を取得している製品を積極的に採用すること。

採用に当たっては、参考資料 18～20 を参照すること。

(4) 管理体制の整備

納入する基盤製品について、不正が見つかった時に、追跡調査や立入検査等により原因を調査・排除できる体制を整備していること。

第7章　情報システム稼働環境

7.1　全体構成

(1)　本システム（先行稼働）において想定する稼働環境の全体構成は、「図 7.1-1 システム全体構成図イメージ」に示すとおりである。

本調達で導入する環境は、図中の点線枠に示す範囲に含まれる製品及びそれら製品を接続するネットワーク設備が対象である。

なお、別途調達される統計・業務分析サブシステムにて利用される一部の製品（運用系機能のエージェント等）についても、本調達の範囲に含まれるので留意すること。

図 7.1-1　システム全体構成図イメージ

(2)　本システム（先行稼働）の運用に当たって導入する環境は、大きく以下の 2 種類とする。

① 本番環境

本システム（先行稼働）の本番サービスが稼働する環境として利用する。

② 検証環境

検証環境は、以下の目的のために利用する。

また、基盤製品の設定、セキュリティパッチ、ウィルス定義ファイル等を更新する際、適用に伴う影響を事前に確認するため、本番環境と同等のプログラム及びパッケージソフトウェアのバージョンを保持する。

ア アプリケーションソフトウェアのサブシステム間結合テスト、総合テスト、受入テストを実施する環境として利用する。

イ 本システム（先行稼働）のデータ移行プログラムを配置し、移行作業を実施する環境として利用する。ただし、移行作業の方法やデータ量等によっては、利用しない場合もある。

ウ 保守の一環として行う、アプリケーションソフトウェアの障害発生時における再現テスト、障害調査・分析、プログラム等の改修、外部システムとの連携検証、改修後のプログラム等の検証等を実施する環境として利用する。

エ 基盤保守時において、パッチ適用、ソフトウェアバージョンアップを行うための環境として利用する。

オ 障害発生時において、調査・分析結果に基づいて行う各種変更等を実行する環境として利用する。

カ 本番環境へのリリースに際して、事前検証を行うための環境として利用する。

(3) 各環境を設計する上で考慮すべき事項は、以下に示すとおりである。

① 検証環境のハードウェアは、本番環境と同じ規模又は構成とする必要はない。

② 検証環境は、仮想化技術等を用いて、OS 又はパッケージソフトウェアに係るクラスタリング機能の検証が可能な構成とすること。

ただし、ハードウェアの冗長化機能の検証については、対象外とする。

③ 性能検証は、本番環境にて実施することを前提とするが、検証環境においても、本番環境と同様のテスト方法による性能検証が実施できること。また、その結果を確認できること。

④ 検証環境は、実行するプログラム検証等の効率性を重視する観点から、仮想化技術等を用いて、環境及びテストデータの複製及び復元を素早く行うことができ、また、その環境の構成管理及び変更管理が一元的にできること。

7.2 ハードウェア構成

7.2.1 基本事項

(1) ハードウェア等の構成要素は、オープンなシステム環境の整備を可能とするため、ITU-T（国際電気通信連合）あるいは ISO（国際標準化機構）等が規定又は推奨する各種国際標準、及び装置の製造・データ処理に関して、IEEE（米国電気電子技術者協会）等が規定又は推奨する各種デファクトスタンダードに準拠していること。

また、これらに準拠した製品に対する必要十分なインタフェースを有すること。

(2) 納品対象には、製品に付属する取扱説明書等のドキュメント類も含むものとし、構築及び運用・保守等の作業に通常利用する製品仕様や操作手順等に係るドキュメント類は、日本語で書かれたものとすること。その他ドキュメント類に関しても、納品に際してはその内容（使用言語等）を説明の上、機構の承認を得ること。

7.2.2　ハードウェア要件

(1) 本システム（先行稼働）の運用に関して想定するハードウェア構成は、「表 7.2-1　ハードウェア想定構成一覧」に示すとおりである。なお、詳細については、「別紙 7 ハードウェア想定構成」を参照すること。

(2) ハードウェアは、原則として、EIA 規格の 19 インチラック（42U）に搭載できる仕様とすること。

(3) ラック内に未使用の箇所がある場合は、ブランクパネルを取り付けること。

(4) ハードウェアの設置に必要となるラック、テーブル等の什器は、本受託者で用意すること。

(5) 本受託者は、契約後 2 週間以内に、機器及びラックごとの機器所要電力（単位：ボルトアンペア）に関する情報を提示すること。

(6) 納入するハードウェアが外国製品の場合は、国内の電源環境での動作を保証すること。

表 7.2-1　ハードウェア想定構成一覧

No	ドメイン	機器名	概要説明
1	接続認証	番号 Web サーバ	個人番号管理サブシステムへの HTTP リクエストを受け付ける役割を担う。
2		ポータル Web サーバ	業務系あるいは支援系の Web アプリケーションにアクセスするための、ポータル画面を提供する役割を担う。
3	業務処理	番号 AP サーバ	個人番号管理サブシステムのオンライン処理を実行する役割を担う。
4		ポータル AP サーバ	ポータル画面を提供するためのオンライン処理を実行する役割を担う。
5		番号帳票サーバ	個人番号管理サブシステムの帳票イメージを作成・配信する役割を担う。
6		番号バッチサーバ	個人番号管理サブシステムのバッチ処理を実行する役割を担う。
7		ポータルバッチサーバ	ポータル画面を提供するためのバッチ処理を実行する役割を担う。
8		番号変換サーバ	文字コードの変換及び外字の管理を行う役割を担う。

No	ドメイン	機器名	概要説明
9		番号 NAS	番号帳票サーバ、番号バッチサーバ等の業務処理ドメイン内のサーバ間で、NAS を用いてファイルを共有する役割を担う。（外付けディスクストレージ（NAS））
10	情報格納	番号 DB サーバ	業務系及び基盤系処理におけるデータの格納・管理を行う役割を担う。
11		ポータル DB サーバ	ポータル画面を提供するためのデータの格納・管理を行う役割を担う。
12		業務バックアップサーバ	・各種データ（業務データ等）のバックアップについて管理/実行する役割を担う。 ・バックアップで取得したデータのリカバリについて管理/実行する役割を担う。
13		テープ装置	業務バックアップサーバ等に接続し、外部媒体を使用したデータの受渡しを可能とする役割を担う。 （番号管理用 LTO 装置、ポータル用 LTO 装置）
14		ディスク装置	番号管理用及びポータル用に外付けのディスク領域を提供する役割を担う。(FC スイッチを含む)
15	管理・監視	監視サーバ	サーバ、ストレージ、ネットワーク機器等の生死監視及びイベント監視の役割を担う。
16		統合監視サーバ	システムのパフォーマンスの監視、障害の通知、インシデントの管理、問合せ情報の管理等の役割を担う。
17		セキュリティ管理サーバ	システムに対する不正操作等による改ざんを検知する役割を担う。
18		サービス管理サーバ	サービスレベルを定量的に把握し、サービスの実施状況を分析する役割を担う。
19		リリース管理サーバ	実行モジュール、定義ファイル等のシステム資源に関する、バージョン、格納先等の管理を行うとともに、システム資源の配付を行う役割を担う。
20		ジョブ管理サーバ	バッチ処理において、ジョブの実行管理を行う役割を担う。
21		資産管理サーバ	システムに対する変更要件及びシステム構成（サーバ、プリンタ、ネットワーク機器等）を管理する役割を担う。
22		グラフ蓄積サーバ	グラフを含むレポートの情報を格納し管理する役割を担う。
23		グラフ作成サーバ	各種のレポート類を取扱い、レポートに必要な情報をグラフとして作成する役割を担う。

No	ドメイン	機器名	概要説明
24		データ収集サーバ	各サーバ、ネットワーク機器、基盤ソフトウェアが出力するログ及び性能情報に関するデータを収集・格納する役割を担う。
25		ウィルス対策サーバ	ウィルスパターンファイル及びウィルス検索エンジンの最新データを管理し、サーバ及び端末への配付及び配付状況等の管理を行う役割を担う。
26		監査サーバ	監査ログの収集・管理を行うとともに、管理されている監査ログの内容を分析する役割を担う。
27		運用支援サーバ	電子掲示板機能、電子会議室機能、ポータル機能等を、運用者に対して提供する役割を担う。
28		ディレクトリサーバ	運用者の ID、パスワード管理を行う役割を担う。
29		仮想管理サーバ	仮想化したサーバに関する構成、パフォーマンス等を管理する役割を担う。
30		運管バックアップサーバ	・各種データ（システムデータ、ログデータ等）のバックアップについて管理/実行する役割を担う。 ・バックアップで取得したデータのリカバリについて管理/実行する役割を担う。
31		テープ装置	運管バックアップサーバ等に接続し、外部媒体を使用したデータの受渡しを可能とする役割を担う。 （運用管理用 LTO 装置）
32		ディスク装置	運用管理用に外付けのディスク領域を提供する役割を担う。
33	管理操作	保守作業端末	運用業務、監視業務、保守業務等を行うための端末。 （パトランプ、LTO 読み取り装置を含む）
34		媒体作成端末	媒体作成業務を行うための端末。
35		プリンタ	運用業務にてジョブ実行結果、ログの印刷等を行う。
36	外部独自接続認証	番号データ連携サーバ	以下の外部システムとの接続を行う役割を担う。 ・住基接続システム（即時・一括） ・郵便物管理システム ・ねんきんネットシステム ・年金給付システム

No	ドメイン	機器名	概要説明
37		擬似外部システムサーバ	以下に示すシミュレータとして、外部接続テストにおいて、疑似的に外部システムの振る舞いを実現する役割を担う。（検証環境のみに装備する） ・ファイル転送シミュレータ ・住基接続シミュレータ ・ねんきんネットシミュレータ

7.3 パッケージソフトウェア構成

7.3.1 基本事項

(1) 本受託者の責任において必要なライセンスを納入すること。

(2) ボリュームライセンス、ガバメントライセンスの適用を考慮すること。

(3) パッケージソフトウェアは、日本語に対応した製品であること。
納品対象には、製品に付属する取扱説明書等のドキュメント類も含むものとし、構築及び運用・保守等の作業に通常利用する製品仕様や操作手順等に係るドキュメント類は、日本語で書かれたものとすること。その他ドキュメント類に関しても、納品に際してはその内容（使用言語等）を説明の上、機構の承認を得ること。

(4) パッケージソフトウェア間での連携を考慮した上で、動作を保証できるパッケージソフトウェアの組み合わせとすること。

7.3.2 パッケージソフトウェア要件

(1) 本システム（先行稼働）の運用に関して想定するパッケージソフトウェア構成は、「表7.3-1　パッケージソフトウェア想定構成一覧」に示すとおりである。なお、詳細については、「別紙8 パッケージソフトウェア想定構成」を参照すること。

(2) 接続先の外部システムが利用するパッケージソフトウェア製品については、「技術資料20 製品選定候補一覧」を参照すること。

(3) 一部のパッケージソフトウェア製品（運用系機能のエージェント等）については、別途調達される統計・業務分析サブシステムに係るハードウェア製品に対するライセンスが含まれる。

表7.3-1　パッケージソフトウェア想定構成一覧

No	区分	製品名	概要説明
1	実行系機能	関係型DBミドルウェア製品	データを格納するデータストア、データ管理を行う関係型DB機能を提供する。
2		JDBC ドライバ製品	アプリケーションサーバからデータベースへの接続機能を提供する。

No	区分	製品名	概要説明
3		クラスタ用ソフトウェア製品	各サーバにおいて、OS レベルのクラスタリングを実現する機能を提供する。
4		帳票ソフトウェア製品	業務ソフトウェアからの要求に応じて、帳票の印刷イメージを作成・配信する機能を提供する。
5		PDF セキュリティ制御製品	PDF ファイルに、読取制限や印刷制限を付加する機能を提供する。
6		印刷運用管理製品	帳票作成処理の実行状況、帳票の印刷状況等の帳票運用管理の機能を提供する。
7		Web サーバ製品	・HTTP あるいは HTTPS プロトコルを使用し、HTML 等のコンテンツを提供する機能を提供する。 ・クライアントからの URL 要求が送られると、アプリケーションサーバへリクエストを転送し、その結果としてのコンテンツを返却する機能を提供する。
8		アプリケーションサーバ製品	業務ソフトウェアの実行環境を提供し、更に、データベース接続機能、トランザクション制御機能等の実行制御機能や、通信プロトコル（SOAP/HTTP、RM/IIOP）の通信機能を提供する。
9		ファイル転送･ミドルウェア製品	以下の外部接続先とファイルの転送を行う機能を提供する。 ・年金給付システム ・郵便物管理システム ・統計・業務分析サブシステム
10		非同期メッセージ･ミドルウェア製品	以下の外部接続先と接続する機能を提供する。 ・住基接続システム（即時・一括）
11		ソートマージ製品	ファイルに含まれるデータに対し、行の並び替え、行を一つにまとめる等を行う機能を提供する。
12		文字（外字）管理製品	外字を含む文字の登録・管理を行う機能を提供する。
13		住所変換ソフトウェア製品	住所・郵便番号の相互変換を行う機能を提供する。
14		フレームワーク製品（画面生成・遷移）	クライアントとのインタフェースを担当する業務ソフトウェアのフロント層に配置され、画面作成処理、画面遷移の制御を行う機能を提供する。

No	区分	製品名	概要説明
15		フレームワーク製品（DI コンテナ）	・作成されたコンポーネントを、リモート、ローカルを問わずサービスやコンテナとして公開する機能を提供する。 ・登録されているサービスやコンテナの呼出し機能を提供する。
16		フレームワーク製品（O/R マッピング）	アプリケーションソフトウェアによるデータベースへの問合せを容易に実現する機能を提供する。
17	セキュリティ系機能	不正プログラム対策製品	・ウィルス、スパイウェア等の不正プログラムを検知し、駆除又は隔離を行う。 ・検知のための定義ファイルを更新する機能を提供する。
18		改ざん検知製品	設定時のファイルのハッシュ値等の情報を取得するとともに、定期的に変更状態を確認し、改ざんがあれば管理者に警告する機能を提供する。
19		媒体暗号化製品	外部（印刷業者等）との媒体データ交換に際し、媒体作成端末にてデータを暗号化する機能を提供する。
20		暗号化ライブラリ製品	バッチサーバにて暗号アルゴリズムを実装したライブラリ機能を提供する。
21		暗号化通信製品	運用・保守の実施に際し、暗号化した通信でサーバへの接続（SSH、SCP、SFTP）を実現する機能を提供する。
22		IT 機器管理・不正接続対策装置用管理製品	IT 機器管理・不正接続対策装置を管理する機能を提供する。
23	運用系機能	イベント監視製品	生死監視、キャパシティ監視、パフォーマンス監視、プロセス監視、ログ監視等により、エラー等のイベントを監視・通知する機能を提供する。
24		生死監視製品	サーバ、ネットワーク、ストレージ等の生死を監視する機能を提供する。
25		キャパシティ管理製品	サーバ、ストレージ、ネットワーク、データベース等のキャパシティ情報を収集・管理する機能を提供する。
26		パフォーマンス管理製品	サーバ、ストレージ、ネットワーク、データベース等のパフォーマンス情報を収集・管理する機能を提供する。
27		ジョブ管理製品	バッチ処理の実行管理を一元的に行う機能を提供する。
28		構成管理製品	システム構成に関する情報を管理する機能を提供する。

No	区分	製品名	概要説明
29		リリース管理製品	プログラムやセキュリティパッチを配付･適用する機能を提供する。
30		変更管理製品	システム構成に関する情報の履歴を管理する機能を提供する。
31		ログ管理製品	証跡ログ収集機能、証跡ログ管理機能、証跡ログ分析・レポート機能、証跡ログ改ざん防止機能を提供する。
32		サービスレベル管理製品	サービスレベルを定量的に把握し､サービスの実施状況を分析する機能を提供する。
33		インシデント管理製品	発生したインシデント等を管理する機能を提供する。
34		ヘルプデスク管理製品	利用者からのシステム操作方法､不具合に関する問合せの登録・確認を行う機能を提供する。
35		作業証跡監査製品	保守作業端末､媒体作成端末等の監査証跡を生成し記録する機能を提供する。
36		データバックアップ製品	データベース、ジャーナル、ログ等の業務に使用するデータを対象とするデータバックアップ及びファイアウォールログや監査証跡ログを対象とするログバックアップを管理・実行する機能を提供する。
37		システムデータバックアップ製品	サーバのシステムデータのバックアップ及びリストアを管理・実行する機能を提供する。
38		運用支援製品	運用者に対して、電子掲示板、電子会議室、ポータル等の機能を提供する。
39		運用作業用製品	運用・保守作業用ツールの機能を提供する。（ファイル転送､ターミナルソフト､テキストエディタ､文書作成､表計算、PDF 閲覧、Web コンテンツ閲覧、圧縮解凍）
40		ディレクトリサーバ製品	運用者アカウント､保守作業端末等を管理する機能を提供する。
41		ディスク装置制御製品	ディスク装置の稼働状況､サーバとのパス制御等を管理する機能を提供する。
42		仮想化基盤/仮想化管理製品	仮想化されたサーバの構成を管理する機能を提供する。

7.4 ネットワーク構成

7.4.1　基本事項

(1) 拠点との接続には、厚生労働省統合ネットワークを利用すること。

(2) ケーブルの敷設について、フロア及び階が異なる場合も、本受託者の負担において必要な工事及びケーブル敷設をすること。

(3) 納品対象には、製品に付属する取扱説明書等のドキュメント類も含むものとし、構築及び運用・保守等の作業に通常利用する製品仕様や操作手順等に係るドキュメント類は、日本語で書かれたものとすること。その他ドキュメント類に関しても、納品に際してはその内容（使用言語等）を説明の上、機構の承認を得ること。

7.4.2 ネットワーク要件

(1) 本システム（先行稼働）の運用に関して想定するネットワーク構成を、「表 7.4-1　ネットワーク想定構成一覧」に示す。詳細については、「別紙 9 ネットワーク想定構成」を参照すること。

(2) 外部システム及びサブシステムとの間の接続に際し、以下の既存設備への接続に必要となるケーブルについては、本受託者において敷設すること。なお、既存設備の設定変更及び結線については、既存設備側の保守業者にて実施する。

① 厚生労働省統合ネットワーク L3 スイッチ

② 機構 LANGW スイッチ（検証環境）

(3) ネットワーク構成図及び既存設備の設置場所に係る詳細は、「別紙 10 想定構成図」及び「技術資料 19 マシン室レイアウト及び分電盤図」に示すとおりである。

(4) 共通運用管理業者がウィルス定義ファイル等を取得するためのインターネット回線を準備すること。

表 7.4-1　ネットワーク想定構成一覧

No	ドメイン	機器名	概要説明
1	接続認証	統合 NW 接続 L3 スイッチ	本システム（先行稼働）と厚生労働省統合ネットワーク機器を接続する L3 スイッチ。
2		外部ファイアウォール（IPS）	機構内拠点と、本システム（先行稼働）の境界に位置するファイアウォール。侵入検知/防止装置の役割も担う。
3		外部ロードバランサ	接続認証ドメインのサーバの負荷を分散する装置。
4		外部 FW 内側 L2 スイッチ	外部ファイアウォールと外部ロードバランサを接続する L2 スイッチ。
5		Web 外側 L2 スイッチ	接続認証ドメインのサーバと外部ロードバランサを接続する L2 スイッチ。
6		Web 内側 L2 スイッチ	接続認証ドメインのサーバと内部ファイアウォールを接続する L2 スイッチ。
7		内部ファイアウォール	接続認証ドメインと業務処理ドメインの境界に位置するファイアウォール。

No	ドメイン	機器名	概要説明
8	外部独自接続認証	データ連携外部ファイアウォール（IPS）	外部システムと、本システム（先行稼働）の境界に位置するファイアウォール。侵入検知/防止装置の役割も担う。
9		データ連携外側L2スイッチ	外部独自接続認証ドメインのサーバとデータ連携ファイアウォールを接続するL2スイッチ。
10		データ連携内側L2スイッチ	外部独自接続認証ドメインのサーバとデータ連携内部ファイアウォールを接続するL2スイッチ。
11		データ連携内部ファイアウォール	外部独自接続認証ドメインと業務処理ドメインの境界に位置するファイアウォール。
12	業務処理	コアL3外部L2スイッチ	業務処理ドメインのサーバとコアL3スイッチを接続するL2スイッチ。
13		コアL3スイッチ	各ドメインのネットワーク機器を接続するコアとなるL3スイッチ。
14		バックエンドL3スイッチ	業務処理ドメインのサーバとNASを接続するL3スイッチ。
15	情報格納	コアL3内部L2スイッチ	情報格納ドメインのサーバとコアL3スイッチを接続するL2スイッチ。
16	管理・監視	内部DMZ管理ファイアウォール	管理・監視ドメインと接続認証ドメインの境界に位置するファイアウォール。
17		内部DMZ管理L2スイッチ	接続認証ドメインのサーバと内部DMZ管理ファイアウォールを接続するL2スイッチ。
18		外部DMZ管理ファイアウォール	管理・監視ドメインと外独自接続認証ドメインの境界に位置するファイアウォール。
19		外部DMZ管理L2スイッチ	外部独自接続認証ドメインのサーバと外部DMZ管理ファイアウォールを接続するL2スイッチ。
20		共通管理L3スイッチ	管理・監視ドメインと各ドメインのネットワーク機器を接続するL3スイッチ。
21		共通管理L2スイッチ	共通管理L3スイッチと管理監視ドメインのサーバを接続するL2スイッチ。
22		番号管理L2スイッチ①	共通管理L3スイッチと接続認証ドメイン、外部独自接続認証ドメインのネットワーク機器等を接続するL2スイッチ。
23		番号管理L2スイッチ②	共通管理L3スイッチと業務処理ドメイン、情報格納ドメインのサーバ等を接続するL2スイッチ。
24		番号管理L2スイッチ③	共通管理L3スイッチと各ドメインのサーバの管理ポートを接続するL2スイッチ。

No	ドメイン	機器名	概要説明
25	管理操作	操作室ファイアウォール	管理操作ドメインと管理・監視ドメインの境界に位置するファイアウォール。
26		操作室用 HUB	操作室の保守作業端末、パトランプ等を接続する HUB。
27		有人マシン室用 HUB	有人マシン室の媒体作成端末等を接続する HUB。
28		IT 機器管理・不正接続対策装置	管理操作ドメインにおいて、不正接続機器を検知・遮断する役割を担う。
29	-	クラスタ用 HUB	各ドメインのサーバのクラスタ用通信に使用する系間 LAN を接続する HUB。

7.5 クライアント構成（参考）

7.5.1 クライアント台数

(1) 本システム（先行稼働）では、現行システムの既設端末を利用する前提とし、既設端末は一般的に入手可能な機種としている。

(2) 平成 27 年 1 月以降における全国の端末の台数は、「表 7.5-1　全国の端末台数（平成 27 年 1 月)」に示すとおりである。

表 7.5-1　全国の端末台数（平成 27 年 1 月）

項番	端末区分	台数
1	据置型端末	29,639 台
2	可搬型端末	2,000 台

7.5.2 パッケージソフトウェア構成

既設端末に導入されている主なパッケージソフトウェアは、「表 7.5-2　既設端末の主なパッケージソフトウェア等一覧」に示すとおりである。

表 7.5-2　既設端末の主なパッケージソフトウェア等一覧

項番	ソフトウェア種別	ソフトウェア名称
1	OS	Microsoft Windows7 Enterprise SP1 (32bit)
2	ブラウザ	Internet Explorer9、Internet Explorer11
3	OA ソフトウェア	Microsoft Office Professional Plus 2010
4	PDF 表示ソフト	Adobe Reader X
5	ウィルス対策ソフト	McAfee VirusScan Enterprise 8.8.0
6	圧縮解凍ソフト	Lhaz version 2.1.9

第8章　テスト要件

各種テストに係る要件について以下に示すとおりである。また、当該要件のほか、開発標準に従うこと。

基盤テストの実施に当たって、統合業務及び設計・開発業者と連携し、スケジュールや環境占有調整等に応じること。

8.1 基盤単体テスト

納入・構築した基盤製品（運用ツールを含む）が要件を満たしていることを確認するための、動作確認を実施すること。

8.1.1 確認事項

基盤単体テストにおける要件の充足性の確認は、以下の観点から行うこと。

(1) 納入・構築した基盤製品が、それぞれ単体の製品として正常に動作すること。

(2) 納入・構築した基盤製品が、設定どおりに動作すること。

(3) ハードウェア間での通信が、OS レベルで正常に行われること。

(4) ハードウェア間で通信を行うパッケージソフトウェアについて、パッケージソフトウェア間での通信が正常に行われるとともに、製品機能が仕様どおりに動作すること。

(5) 納入・構築した基盤製品の組合せでテスト可能なものについてはテストを実施すること。

(6) パッケージソフトウェア製品の連携部分のテストについて、必要であればテスト用のスタブやドライバなども利用しテストを実施すること。

8.1.2 テスト計画及びテスト仕様の策定

(1) 納入・構築した基盤製品に係る、「基盤単体テスト実施計画書」及び「基盤単体テスト仕様書」を作成すること。

(2) 「基盤単体テスト仕様書」において、確認を要する動作をすべて網羅するテストケース及び手順を定義すること。

(3) 作成した「基盤単体テスト実施計画書」及び「基盤単体テスト仕様書」は、事前に機構に提示し承認を得ること。

8.1.3 基盤単体テストの実施

(1) 「基盤単体テスト仕様書」にしたがってテストを実施すること。

(2) テストの実施に当たっては、「基盤単体テスト結果報告書」を作成し、テスト結果を漏れなく記録すること。

(3) テスト結果について、画面ハードコピー、実行結果ログ等のテスト結果の根拠となる情報を取りまとめた上で、「基盤単体テスト結果報告書」に添付すること。

8.1.4 問題発生時の対応

基盤単体テストにおいて基盤製品の動作に問題が発生した場合には、速やかに対応策を検討し、機構へ説明した上で当該対応策を実施し、すべての動作確認を完了すること。

8.1.5 テスト結果の報告

テスト結果の報告については、テスト結果を記録した「基盤単体テスト結果報告書」を、「基盤製品導入結果報告書」に含めて報告すること。

8.2 基盤結合テスト及び基盤総合テストの支援

(1) 設計・開発業者が実施する基盤結合テスト及び基盤総合テストにおいて、本受託者は、テスト計画の策定、準備、テストの実施、成果物の作成、テスト実施結果の報告等に関して、基盤製品に係る設定変更、情報提供等の必要な支援を行うこと。

8.3 総合テスト及び受入テストの支援

(1) 設計・開発業者が実施する総合テスト及び機構が実施する受入テストにおいて、本受託者は、テスト計画の策定、準備、テストの実施、成果物の作成、テスト実施結果の報告等に関して、基盤製品に係る設定変更、情報提供等の必要な支援を行うこと。

(2) 設計・開発業者が実施する、「表3.3-1　先行稼働で実現する外部インタフェース等一覧」に示す他システムとの連携テストに関しても、設定変更、情報提供等の必要な支援を行うこと。

第9章　移行要件

9.1　移行に係る要件

(1) 構築した基盤製品の、先行稼働に向けた設定変更等の移行作業に必要な手順を記載した「移行作業手順書」を作成するとともに、設計・開発業者の実施する移行の支援を行うこと。

(2) 本受託者は、本番システム切替え作業の際に、機構及び関連業者と連携して作業を行う必要があることから、計画段階からハードウェア等の設定内容や実施スケジュールについて調整を行うこと。

9.2　引継ぎに係る要件

納入した基盤製品の操作方法や設定、構成情報、保守手順等を記載した「システム運用マニュアル」について、以下の事項に留意して、共通運用管理業者に引継ぎを行うこと。

(1) 運用業務の円滑な実施に役立つよう、必要な各種情報及び資料の提供を行うこと。

(2) 引継ぎの内容については、事前に機構に提示し承認を得ること。

(3) 共通運用管理業者に対する引継ぎに係る期間については、「別紙６　マイルストーンと作業工程イメージ」を参照すること。

(4) 引継ぎの実施に当たっては、機構及び共通運用管理業者と日程を調整した上で実施すること。

(5) 引継ぎに必要な資料等は、本受託者において用意すること。

第10章　運用要件

10.1　通常時運用

(1)　運用スケジュール

本システム（先行稼働）の運用スケジュールは、先行稼働及び本稼働ともに「表10.1-1 運用スケジュール」に示すとおりである。

表 10.1-1 運用スケジュール

No	サービス	平日／休日	運用時間
1	オンライン業務サービス	平日	8:00 ～ 18:00（22:00まで延長の可能性あり）
2		休日	8:00 ～ 18:00
3	バッチ業務サービス	平日	22:30 ～ 6:30（8:00～22:00稼働あり）
4		休日	臨時でバッチを稼働させる業務あり

※4月、10月等の第1営業日は、組織変更や異動に関する情報が多いため、この限りではない。

※情報システム機構との接続に関して、情報システム機構の運用時間に合わせて、本システム（先行稼働）の処理抑止を行う。

(2)　運用・保守業務等の時間

① 本システム（先行稼働）の運用・保守業務の時間帯は、「表10.1-2 各役務の運用・保守対応時間帯」に示すとおりである。

② 本受託者が行う業務は、「表10.1-2 各役務の運用・保守対応時間帯」のNo4に示した基盤製品保守であることに留意すること。

表 10.1-2　各役務の運用・保守対応時間帯

No	項目	事業者	平日／休日	対応時間帯
1	問合せ受付業務	共通運用管理業者	平日	オンライン業務サービスの運用時間と同等
			休日	なし
2	システム運用監視業務	共通運用管理業者	–	–
	本番環境用機器		平日	7:00～オンライン業務サービスの停止時間と同等
			休日	
	検証環境用機器		平日	9:00～17:00
3	各アプリケーションソフト	保守業者	平日	オンライン業務サービスの運用時間と同等

No	項目	事業者	平日／休日	対応時間帯
	ウェア保守		休日	
4	基盤製品保守	本受託者	平日	8:00～22:00
			休日	8:00～18:00

※ 上記の時間帯の変更が発生した場合は、機構と協議の上、対応すること。

(3) 計画停止

本システム（先行稼働）における計画停止は、原則、運用時間外で実施することとし、運用スケジュールの変更は行わないものとする。

なお、半年に1回程度の、計画停電に伴う運用時間内の計画停止を考慮すること。

10.2 データ管理等要件

10.2.1 データ管理要件

(1) データ保存期間

① 業務データ（データベース、ファイル等）及びログデータ（アクセスログ等）については、媒体又は保存用の外部ディスクへは移管せず、永年保存とする。

② 基盤製品が出力するログについては、保存期間を1年とし、容量及び運用面で効率的にログを管理する。

③ 保存期間を満了したログの扱いは、製品仕様やログの重要度に応じて規定されるものとする。

10.2.2 バックアップ管理要件

(1) バックアップ利用目的

バックアップは、障害発生時のデータ損失防止、ユーザエラーからの回復、及びデータの長期保存を目的として行う。

(2) バックアップ取得時間

業務データ（データベース、ファイル等）及びログデータ（アクセスログ等）のバックアップは、原則としてオンライン業務サービス終了後から翌日の開始までの夜間帯で行う。

ただし、(4)の バックアップ方式 による場合でバックアップ取得時間を変更する場合は、機構と協議の上、決定する。

(3) バックアップ方式

バックアップは、原則としてオフライン方式で取得する。

(4) システム設定変更時のバックアップ

システムバックアップの取得は、ハードウェア構成の変更、パッケージソフトウェアに対するパッチの適用等のシステム変更時において、原則として本受託者が手動で行うこと。なお、H28.1 以降は共通運用管理業者にて実施する。

(5) バックアップ保存期間

① 長期保存を目的とした外部媒体又は仮想ディスク装置へのバックアップデータの保存期間は、永年とする。

(6) 遠隔地保管

災害等に備え、バックアップを遠隔地の保管場所へ定期的に輸送するので、その輸送を可能とするよう、テープメディア等に業務データを出力する。

10.3 運用施設・設備要件

本システム（先行稼働）の各種環境のハードウェア設置に係る主な運用施設・設備の要件は、以下に示すとおりである。

なお、詳細な要件は、「要件定義書」、「非機能要件定義書」及び「技術資料 19 マシン室レイアウト及び分電盤図」に示す。

10.3.1 運用施設要件

(1) サーバ機器等設置のためのスペースは、以下に記載のうちの一部を使用するものとする。

① 検証環境用のスペース：約228㎡

② 本番環境用のスペース：約290㎡

(2) フリーアクセス床の剛性は、600kgf/㎡である。

なお、ハードウェアの設置に際して、耐荷重を超えることが想定される場合には、本受託者において荷重の分散、補強等の対策を実施すること。

(3) マシン室内の温度は、20～26℃以内、湿度は、35～65%以内に設定されているため、設置するラック内の温度調整に配慮すること。

(4) マシン室内の空調は、床下空調となっているため、ハードウェアの設置場所に関しては、機構の指示に従い、指定された範囲内に設置すること。

(5) ハードウェアは、原則として、EIA 規格の 19 インチラック（42U）に搭載するが、搭載できないハードウェアを納入しなければならない場合は、ホットアイルキャッピングに対応し、専有する面積に配置できることを確認した上で、その諸元を機構に提示すること。ただし、納入の可否については、別途機構と協議した上で、決定する。

(6) 設置可能な 19 インチラックは、本番環境用に 10 台以内、検証環境用に 10 台以内とすること。

また、機構と協議の上で、ラック数の調整を可能とする。

(7) ホットアイルキャッピング（ラック上部＋ラック側面間）を採用しているため、冷却効率を向上できる仕様とすること。

(8) ハードウェアの設置に関しては、公示後に事前の申出により現地調査に応じるため、

その際に要件の詳細を確認すること。

なお、記載内容と現況に差異がある場合には、現況が優先されるものとする。

(9) 現地調査の結果、分電盤の製造、ブレーカの交換、分岐盤の増設、分岐盤からラックへの電源ケーブル敷設等が必要となる場合は、本受託者にて必要な工事を実施すること。

10.3.2 電源設備要件

(1) 提供する電源は、100V 系は単相3 線式で100V、200V 系は三相3 線式で200V である。

(2) 電源設備（分電盤、ブレーカ）を使用するに当たっては、ブレーカの空き状況だけではなく、既存接続機器の所要電力と本件で納入する機器の所要電力を合計した値がメインブレーカの容量を超えないよう、十分留意すること。

(3) 分岐盤を増設する場合は、分岐盤の設計を行い、「承諾図（分電盤）」を作成し、機構に提出、承認を得ること。

(4) 施工図面及び写真、製品仕様書等を含む「完成図書」を作成し、機構に提出すること。

(5) 実際の工事の日程については、機構と協議の上、決定すること。

(6) 工事の実施に当たっては、機構と協議の上、稼働中の他の機器等に影響を与えないよう、細心の注意を払って実施すること。

(7) 電源に係る工事で使用する製品、及び製品の設置に係る施工は、国土交通省公共建築工事標準仕様書に則ったものとすること。また、下記の法令、基準及び規格に準拠すること。

① 電気用品安全法

② 電気設備技術基準

③ 日本工業規格（JIS）

④ 日本電気工業会規格（JEM）

⑤ 電気規格調査会標準規格（JEC）

(8) 分岐盤増設に関し想定される役務内容について以下に示す。

① 分岐盤の設計、製造

② 機構の担当者及び関係者との施工手順、スケジュール等の調整

③ 製品設置に必要となる部材の準備

④ 製品、部材の搬送、搬入、設置、据付

⑤ 設置した製品に係る調整、確認作業

第11章　保守要件

11.1 基本方針

本受託者は、以下の方針に基づいて、基盤製品（運用ツールを含む）に係る保守業務を実施すること。

また、各受託者における役割分担については、「別紙 5　関連業者との役割分担表」を参照すること。

(1) 保守業務を計画し、「保守実施計画書」を作成すること。
(2) 本受託者が実施する保守の手順を取りまとめた「基盤保守マニュアル」の作成に当たっては、定期保守の作業方法、障害を解決するまでの一連の作業方法（パラメータの設定値変更等）、設計書等のドキュメント修正方法、その管理方法等の、保守作業において必要な事項を取りまとめること。
(3) 「保守実施計画書」、「基盤保守マニュアル」及び「システム運用マニュアル」については、設計・開発業者が実施する運用・保守設計の結果を踏まえて作成すること。
(4) 「基盤保守マニュアル」及び「システム運用マニュアル」の作成に当たっては、「技術資料12　システムリスク管理要領」を遵守すること。
(5) 保守作業は、「基盤保守マニュアル」に基づき実施すること。
(6) 基盤製品の保守期間中においては、月次で、「保守実施報告書」を作成するとともに、保守業務の実施結果を機構へ報告すること。
(7) 基盤製品の障害が発生した場合は、随時で、「障害対応実施報告書」を作成するとともに、障害状況及び障害対応結果を機構へ報告すること。
(8) 「第6章　情報セキュリティ要件」を踏まえて、脆弱性対策、IDSのシグネチャ更新等のセキュリティ対策を考慮して保守を実施すること。
(9) 障害対応、定期点検等に必要な交換部材及びハードウェアについては、本受託者の負担において準備すること。

11.2 定期保守

11.2.1 パッチの適用

(1) セキュリティパッチ及びアップデートプログラムに係る情報を取得した場合、適用の要否について机上検証を実施した上で機構へ報告すること。
(2) 適用する場合は、検証環境における検証結果を踏まえて、本番環境への適用手順を作成すること。
(3) 本番環境への適用作業は共通運用管理業者が実施することから、共通運用管理業者からの問合せ対応等、必要な支援を実施すること。
(4) パッチ適用に関する方針は、「表11.2-1 パッチ適用方針」に示すとおりである。

表 11.2-1　パッチ適用方針

No	項目	要件
1	パッチリリース情報の提供	セキュリティパッチ及び障害パッチについては、月次で、機構及び共通運用管理業者へ情報提供を行う。
2	適用対象	推奨されるパッチのみを適用することとし、対象は機構が決定する。
3	適用のタイミング	原則として、定期保守時に行う。 なお、緊急な対応が必要なパッチについては、機構及び共通運用管理業者と協議の上、随時対応すること。
4	適用前検証の実施	適用するパッチは、検証環境を使用して適用前検証を実施する。

11.2.2 ファームウェアの更新

(1) ファームウェアの更新に係る情報を取得した場合は、適用の要否について机上検証を実施した上で機構へ報告すること。

(2) 適用する場合は、検証環境における検証結果を踏まえて、本番環境への適用手順を作成すること。

(3) 本番環境へのファームウェアの更新作業については、共通運用管理業者と必要な調整を行った上で、本受託者にて行うこと。

11.2.3　定期点検

(1) 本システム（先行稼働）を構成するハードウェアについては、これらの正常稼働を目的として、共通運用管理業者が年に1回程度の定期点検を計画する。
本受託者は共通運用管理業者とともに、オンサイトで定期的に、点検・清掃・調整作業を実施すること。

(2) 本作業は、業務サービスの運用時間外で実施すること。

11.3　ウィルス定義ファイルの更新

(1) ウィルス定義ファイルの更新に係る情報を取得した場合は、適用の要否について机上検証を実施した上で機構へ報告すること。

(2) 不正なプログラムを検出するため、ウィルス定義ファイルは、常に最新に保たれるようにすること。

(3) 共通運用管理業者が実施するウィルス定義ファイルの取得、検証環境における検証及び本番環境への配付・適用作業に係る問合せ対応等、必要な支援を実施すること。

(4) 本システム（先行稼働）の対象ハードウェアを用いて、ウィルス定義ファイルの自動配付・適用が実施可能とすること。

11.4　障害時保守

(1) 本受託者は、システム異常検知時に、共通運用管理業者からの障害連絡を受けてから原則として2時間以内に、ハードウェアの設置拠点に到着できること。
なお、システム異常については、ハードウェアの障害に加え、パッケージソフトウェアのサービスやプロセスに係る障害も含むものとする。

(2) 障害を解決するまでの一連の作業（障害解析、作業計画策定、修復方式検討、障害原因箇所の再設計・テスト、共通運用管理業者報告、環境反映、再発防止）は、関連業者と連携して行うこと。

(3) 障害対応に当たっては、機構に対面で状況を報告するとともに、対応策について、機構の承認を得ること。

(4) 基盤製品の設定に起因して障害が発生した場合は、設定変更に係る検討及び影響調査を行い、本番環境変更手順を作成した上で、検証環境において検証を実施し、機構へ影響調査結果及び変更内容を含めて結果を報告すること。

(5) 本番環境の基盤製品に係る設定変更が必要となる場合は、共通運用管理業者が実施する準備作業（機構への報告及び当日作業手順、調整済スケジュール／実施体制の提示等)、及び設定変更作業における情報提供、立会い等、作業支援を行うこと。

(6) 障害発生に伴って基盤製品の設計内容を変更した場合は、本受託者が作成した関連する設計ドキュメント（パラメータ設計、運用・保守マニュアル等）の修正を実施すること。

(7) 共通運用管理業者が実施する、システム稼働後のリソースモニタリングの結果において、本受託者が納入した基盤製品に起因するリソース不足やその疑いがある場合は、製品ベンダへの情報収集、調整等対応を実施した上で、本番環境へ影響が発生しないようなシステム増強手段や方法、工夫について機構に提案すること。

11.5　問合せ対応

(1) 基盤製品に係る機構、共通運用管理業者等からの技術的な問合せに対応すること。

(2) 共通運用管理業者が実施する障害切り分け作業について、必要な支援を行うこと。

11.6　システム運用マニュアルの作成

(1) 共通運用管理業者が基盤製品に係る運用業務にて使用する「システム運用マニュアル」(「通常時運用手順書」、「障害時運用手順書」及び「保守手順書」）を作成すること。

(2) 「システム運用マニュアル」の作成について、運用業務の円滑な実施に役立つよう、本システム（先行稼働）の運用に必要な各種情報及びドキュメントを整備すること。

(3) 共通運用管理業者への引継ぎ結果を踏まえ、必要に応じて「システム運用マニュアル」の更新を行うこと。

11.7　基盤環境の変更に伴う基盤保守

(1) 基盤環境の変更又はアプリケーションソフトウェアの改修に伴い、基盤製品のパラ

メータ変更が必要となった場合は、設定変更に係る検討及び影響調査を行い、本番環境変更手順を作成した上で、検証環境において検証を実施し、機構へ影響調査結果及び変更内容を含めて結果を報告すること。

(2) 本番環境の基盤製品に係る設定変更が必要となる場合、共通運用管理業者が実施する準備作業（機構への報告、当日作業手順、調整済スケジュール／実施体制の提示等）、及び共通運用管理業者が実施する設定変更作業における情報提供、立会い等、作業支援を行うこと。

(3) 基盤環境の変更に伴って基盤製品の設定内容を変更した場合は、本受託者が作成した関連する設計ドキュメント（パラメータ設計、運用・保守マニュアル等）の修正を実施すること。

(4) 役務期間中において、本受託者が納入したハードウェアとの新たな機器の接続等、システム構成の変更が発生する場合は、本受託者が納入した基盤製品に対する影響調査、設定変更等の対応を行うこと。

(5) 他システムの機能追加、構成変更等に伴う本システム（先行稼働）への影響調査を行うとともに、必要に応じて工数算出及び基盤製品の動作検証を実施すること。

(6) 設計・開発業者が実施する外部システムとの連携テストについて、各外部システムの稼働時期に合わせて設定変更及び接続確認等を行うなどのテスト支援を実施すること。

11.8 保守体制

(1) 本受託者は、保守業務の実施に関し、平日のオンライン業務サービスの時間帯は、機構、共通運用管理業者等と連絡がとれる体制を構築すること。

(2) 休日及び平日のオンライン業務サービス時間外における緊急時の連絡体制については、別途、機構と協議の上、定めるものとする。

第12章　体制及び方法

12.1　作業体制

厚生労働省、機構、本受託者及び関連業者を含めた作業体制は、「図 12.1-1　作業体制図」に示すとおりである。

図12.1-1　作業体制図

12.1.1　統括責任者の配置

(1) 本調達の委託業務を実施するに当たって、下記①～③のすべての条件に該当する者を統括責任者として専任で配置し、その者に「実施計画書」の作成、要員等必要な体制の確立及び納期・品質確保に必要なプロジェクト管理を実施させることにより、委託業務を円滑に遂行すること。

① システム開発等の情報処理業務の経験年数が 10 年以上であること。

② 百万件以上の契約数又は顧客数の更新系データを持ち、長期にわたって運用・保守を必要とする全国規模の情報ネットワークシステムに関し、製品導入・環境構築等の作業における統括責任者の経験を有すること。

③ 次に掲げるいずれかの資格等を取得後 2 年以上の実務経験を有する者で、かつ複数の事業者が参画するシステム開発等において、プロジェクト管理を行った実績を有すること。

ア　「技術士」の称号を与えられた者（ただし、技術部門が「情報工学部門」を

選択した者、又は技術部門が「総合技術監理部門」で、かつ選択科目が「情報工学」を選択した者に限る。)

イ　情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験（PM）の合格者

ウ　プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定する、プロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者

(2) 統括責任者には、原則として、すべての進捗会議及び品質評価会議に出席することを義務づけるものとする。

(3) 病気等により統括責任者が本業務を執行できない状況が発生した場合は、厚生労働省と協議の上、同等の資格、経験等を保有する要員を速やかに配置すること。

12.1.2 統括責任者以外の者の配置

(1) 「12.1.1統括責任者の配置」に規定する統括責任者のほかに、下記①～③のいずれかの資格等を有し、かつシステム開発等の情報処理業務の経験年数が5年以上の者又は同等の実績を有する者を、委託業務の納入・構築作業時体制における適正なプロジェクト管理を実施するために専任で配置すること。

また、保守作業時体制においては、本作業内容に応じて適宜専任で従事させること。

① 「技術士」の称号を与えられた者（ただし、技術部門が「情報工学部門」を選択した者に限る。)

② 情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験（PM）の合格者

③ プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定する、プロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者

(2) 情報セキュリティ管理を行う管理者として、下記①、②の要件をともに満たす者を配置すること。

① 情報セキュリティに関する企画、実施、運用及び分析のすべての段階について、物理的観点、人的観点及び技術的観点から、情報セキュリティを保つための施策を計画及び実施し、その結果に関する評価を行った実績を有すること。

② 以下のいずれかに該当すること。

ア　経済産業省（旧通商産業省）情報処理技術者試験のうち情報セキュリティスペシャリスト試験（SC）の合格者

イ　公認情報セキュリティマネージャー（CISM）の資格保有者

ウ　セキュリティプロフェッショナル認証資格（CISSP）の資格保有者

エ　上記のいずれかの試験合格者又は資格保有者等と同様の能力を有することが、経歴等において明らかな者

(3) その他の要員は、製品選定、導入、環境構築、テスト、開発見積り等に関する見識、スキル及び経歴を有する者を配置し、本作業内容に応じて適宜専任で従事させること。

12.2 作業場所

作業場所は、本受託者の事業所内、又はその事業所とは別に本受託者が用意する場所とす

るが、環境構築、基盤単体テスト及びその他テスト支援については、機構の指示する場所で作業すること。

ただし、機構が必要と判断した場合は、必要と判断する範囲において、機構の指示する場所で作業すること。

なお、機構本部内で作業を実施するに当っては、所定の手続きにしたがって承諾を得ること。

12.3　設計・開発要件

(1) 本システム（先行稼働）の設計及び開発の業務に係る要件は、開発標準に則るものとする。
委託業務の開発標準上の位置づけ及び他受託者との関係を、「別紙1 本調達にて求める委託業務と開発標準及びSLCP-JCF2013との対応関係」に示すので参考にすること。

(2) 設計環境（設計及びプログラム開発用のハードウェア、パッケージソフトウェア、設計ツール等）、等の設計及び開発に必要となるものは、本受託者の負担と責任において用意すること。

(3) 設計・開発業者の納入成果物について、必要に応じてレビューに参加すること。なお、レビュー対象は「別紙5　関連業者との役割分担表」を参照すること。

(4) 作業は、年金業務システムの構築に係る他受託者と連携して行うこと。

12.4　環境の導入に係る要件

本システム（先行稼働）で必要となる各種環境の導入に係る要件は、以下に示すとおりである。

(1) 納入・構築する基盤製品の設定、動作確認等に必要となる情報について、設計・開発業者より情報を入手し、その正当性を確認すること。
その際、設計・開発業者における設定情報等に疑義が生じた場合は、照会対応等の作業を行うこと。

(2) ハードウェア等の納入作業の完了後、ハードウェア等の各種設定について追加、修正等を行う必要がある場合は、機構及び設計・開発業者と協議した上で作業を行うとともに、「環境設計書」を更新すること。
また、当該作業に当たっては、必要に応じて更新前の情報に係るバックアップを取得すること。

(3) 環境の導入に係る作業を行う際は、機構の指示に従い、作業開始及び作業終了について報告すること。

(4) 作業に関する留意事項について、機構から指示がある場合は、これに従うこと。

12.5　開発管理環境

(1) 変更管理及び構成管理の実施に当たっては、機構が整備する開発管理環境を使用すること。

(2) 管理に使用する、本受託者が有する環境と開発管理環境との接続は、「別紙3 年金業務システム開発管理環境接続仕様書」に従うこと。

(3) 開発管理環境との接続期間は、平成27年12月末までとする。

12.6 作業上の留意事項

作業上の留意事項は、以下に示すとおりである。

(1) 他受託者等、機構以外と調整が必要となった場合は、機構を通じて行うこと。また、直接他受託者と調整を実施した場合はこれに従い、適切に状況を報告すること。

(2) 他受託者等から照会、進捗等を把握するための資料提出依頼等があった場合は、適切に対応すること。

(3) すでに設置されているハードウェア等がある場合は、それらを考慮した上で、各種環境の導入に係る計画を策定すること。

(4) 委託業務の実施において疑義等が生じた場合は、機構と協議を行い、承認を得た上で実施すること。

12.7 検収

検収に係る留意事項は、以下に示すとおりである。

(1) 厚生労働省が行う納入物の検収作業は、「表2.7-1　納入物品一覧」及び「表2.7-2 納入成果物一覧」に示す履行期限までに行うものとする。

なお、検収作業には、10日程度の期間を要するものとする。

(2) 本受託者は、同一の履行期限ごとにすべての納入成果物を取りまとめ、厚生労働省より指定された日時に指定された場所へ持参すること。

その際、厚生労働省の指示により、別途品質保証が確認できる資料を作成し、納入成果物と併せて提出すること。

(3) 検査の結果、厚生労働省が納入成果物の全部又は一部に修正が必要と判断した場合には、本受託者はすぐに引き取り、必要な改修を行った後、厚生労働省が指定した日時までに修正内容を反映したすべての納入成果物及び品質保証の状態を確認できる資料を納入すること。

12.8 瑕疵担保責任

本調達の瑕疵担保責任は、以下に示すとおりである。

(1) 検収後1年以内の期間において、納入成果物に関して瑕疵の疑いが生じた場合であって、厚生労働省が必要と認めた場合は、速やかに瑕疵の疑いに関して調査し回答すること。

(2) 上記における調査の結果、納入成果物に関して瑕疵等が認められた場合には、本受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。

なお、修正を実施する場合は、修正方法等について事前に機構の承認を得てから着手するとともに、修正結果等について、機構の確認を受けること。

第13章　特記事項

13.1　入札制限

(1) 情報システムの調達の公平性を確保するため、応札希望者は、以下に掲げる事業者、この事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号第8条）」に規定する親会社又は子会社、この事業者と同一の親会社を持つ会社並びにこの事業者の委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者（以下「関連会社」という。）でないこと。

また、本受託者及びその関連会社は、下記①～④の業務に係る各受託者からの再委託を受託できないものとする。

なお、下記③及び④の業務においては、当該業務の「再委託に係る承認申請書」の写し等により、各事業者及び関連会社が実施する作業範囲の客観的な証明が可能であり、本案件について競争上何ら有利にならないと認められるときは、この限りではない。

① 本案件の妥当性確認等を行う政府CIO補佐官、厚生労働省CIO補佐官及びその支援スタッフ、並びにそれらに類する者（内閣官房政府CIO補佐官及び総務省行政管理局技術顧問を含む。ただし、常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。以下、「CIO補佐官等」という。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者。また、CIO補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者（辞職後の期間が2年間に満たない場合に限る。）

② 年金業務システムを対象とするシステム監査業務の受託者

③ 機構が平成25年度に調達した「日本年金機構におけるシステム支援等業務一式」の受託者

④ 「年金業務システム（経過管理・電子決裁、個人番号管理（1次）、基盤サブシステム）に係る設計・開発等業務」の受託者

13.2　応札形態

本調達への参加に当たっては、単一企業とすることも、複数企業で構成されるグループ(以下、「入札参加グループ」という。) によることも可能とする。

(1) 単一企業による参加かつ第三者をして物品を貸し付けようとする場合

単一企業により参加する場合であって、第三者をして物品を貸し付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した書類を提出すること。

(2) 入札参加グループにより参加する場合

① 入札参加グループにより参加する場合は、本調達の委託業務全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ企業（以下、「代表企業」という。）及び代表者を定

め、入札参加グループに参加するその他の企業（以下、「グループ企業」という。）と密に連絡をとり、本調達の委託業務を包括的に管理すること。

また、代表企業及びグループ企業は、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。

② 代表企業の代表者は、本調達の委託業務の履行に関し、グループ企業を代表して厚生労働省及び機構と調整を行う権限並びに自己の名義を以て契約代金の請求、本調達の委託業務に属する財産を管理する権限を有するものとする。

③ 代表企業のみが、「12.1.1　統括責任者の配置」を満たし、参加する全ての企業が、「12.1.2　統括責任者以外の者の配置」及び「13.3 応札条件」を満たしていること。

④ 代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、もしくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、本調達の委託業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

⑤ 参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、厚生労働省の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

⑥ 代表企業の代表者は、本調達の委託業務のうち代表企業及び各グループ企業が実施する業務の範囲について、契約締結時に、厚生労働省に書面で報告すること。

13.3　応札条件

(1) 参加者は、品質管理体制について、本業務を担当する予定の部門等を適用範囲として、「ISO9001:2008」の認証、又は組織としての能力成熟度について「CMMI成熟度レベル3以上」の達成、若しくはこれらと同等の認証等を受けていること。

(2) 参加者は、情報セキュリティ管理体制について、本業務を担当する予定の部門等を適用範囲として、ISO/IEC27001認証（国際標準）及びJIS Q27001（日本工業標準）のいずれかを取得していること。

13.4　委託業務の留意事項

次に掲げる理由等により、本調達の委託業務の内容を変更する必要が生じたとき、又は仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したときは、厚生労働省、機構と本受託者が協議すること。

(1) 本調達の委託業務の「2.1　目的」に示す目的達成上の要請

(2) 電子行政推進に関する基本方針等の各種方針、最適化ガイドライン、政府調達指針、各種情報セキュリティに関する規程等の変更

(3) 府省共通システムの最適化計画の方針あるいはスケジュールの変更
(4) 厚生労働省の関連システムのスケジュールの変更
(5) 厚生労働省全体管理組織（PMO）等によるさらなる最適化方針の提示

13.5 知的財産等

本調達における知的財産権等の扱いは、以下に示すとおりである。

(1) 本調達に係り作成、変更及び更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は、本受託者が調達の情報システム開発の以前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、厚生労働省が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、すべて厚生労働省に帰属するものとする。
また、厚生労働省は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法（昭和45年法律第48号）第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
(2) 本調達に係り発生した権利については、本受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。
(3) 本調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、本受託者は、原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
(4) 本調達に係り作成、変更及び修正されるドキュメント類、プログラム等（パッケージソフトウェアを含む。）に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、本受託者は、当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
この場合は、事前に機構へ報告し、承認を得ること。
(5) 本調達に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、本受託者の責任と負担において一切を処理すること。
この場合、厚生労働省は、係る紛争の事実を知ったときは本受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を本受託者にゆだねる等の措置を講ずる。
(6) 納入成果物の所有権の厚生労働省への移転については、契約書によるものとする。

13.6 再委託

本調達の再委託に係る要件は、以下に示すとおりである。

(1) 本受託者が、委託業務の全部又は委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託することは不可とする。
(2) 受託業務の一部を再委託する場合は、契約額の原則2分の1未満とすること。
(3) 本受託者が委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額、資本関係・役員等の情報、再委託事業の実施場所、再委託事業従事者の所属・専門性

及び国籍について記載した「再委託に係る承認申請書」を厚生労働省に提出し、厚生労働省の承認を受けること。

また、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を厚生労働省に提出すること。

(4) 本受託者は、知的財産等、機密保持及び遵守事項に関して本調達仕様書が定める本受託者の責務を再委託先業者（再々委託先を含む）も負うよう必要な処置を実施し、厚生労働省に報告し、承認を受けること。

なお、第三者に再委託（再々委託を含む）する場合は、その最終的な責任を本受託者が負うこと。

(5) 本受託者が再委託する事業者（再々委託先を含む）は、「13.1　入札制限」に定める事業者及びその関連会社でないこと。

13.7　機密保持

本調達における機密保持に係る要件は、以下に示すとおりである。

(1) 本受託者は、委託業務の実施の過程で知り得た、厚生労働省及び機構の機密事項、あるいは他の企業及び個人の営業秘密について漏洩してはならない。

(2) 本受託者は、委託業務の実施の過程で厚生労働省が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、機構が提示した情報、本システム（先行稼働）の関連業者が提示した情報のほか、本受託者及び本システム（先行稼働）の関連業者が作成した情報を、委託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないこととし、そのための「機密保持管理方法」を作成し、「実施計画書」に含め、厳格に管理・運営すること。

(3) 本受託者は、委託業務を実施するに当たり、厚生労働省又は機構から入手した資料等について管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

① 複製しないこと。ただし、複製が必要であると判断した場合には、あらかじめ厚生労働省、機構の承認を得ること。

② 用務に必要がなくなり次第、速やかに厚生労働省、機構に返却すること。

③ 委託業務完了後、(2)に記載される情報を削除又は返却し、本受託者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を厚生労働省へ提出すること。

(4) 応札希望者についても上記(1)～(3)に準ずるものとする。

13.8　遵守事項

本調達の遵守事項は、以下に示すとおりである。

(1) 本契約の履行に当たっては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

(2) 委託業務の実施に当っては、開発標準、開発管理標準及び「実施計画書」に基づいて、機構から指示、情報提供を受けるとともに、機構とともに進捗管理、品質管理、

課題管理、コミュニケーション管理等を実現すること。
この場合において、本受託者が受けた指示等は、厚生労働省から受けたものとみなすこと。
なお、上記のほか、厚生労働省から当該契約の履行のための指示があった場合は、これに従うこと。

(3) 「政府統一基準」、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」、「日本年金機構情報セキュリティポリシー」、「情報システムの構築等の外部委託に係る情報セキュリティ管理手順書」及びこれらの関連資料並びに開発管理標準の「情報セキュリティ管理要領」の内容を正しく理解し、遵守すること。
また、これらの規程等を遵守するために、厚生労働省又は機構から必要な指示があった場合は、これに従うこと。
なお、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」、「日本年金機構情報セキュリティポリシー」及び「情報システムの構築等の外部委託に係る情報セキュリティ管理手順書」については、契約締結後、本受託者が厚生労働省及び機構に守秘義務の誓約書を提出した際に開示するため、契約締結前においては、準拠している「政府統一基準」を必要に応じて参照すること。
また、本調達の委託業務と開発標準との対応については、「別紙1 本調達にて求める委託業務と開発標準及びSLCP-JCF2013との対応関係」を参考にすること。

(4) 厚生労働省全体管理組織（PMO）が、本調達の担当課室に対して指導、助言等を行った場合は、本受託者もその方針に従うこと。

(5) 電子行政推進に関する基本方針等の各種方針（今後発出されるものも含む。）に従うこと。また、作業は、最新の各種ガイドライン等及び各種情報セキュリティに関する規程等に基づき実施すること。

(6) 参考資料23「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」別紙3に従い、適切な時期に必要事項を記入した「ODB登録用シート」を作成の上、提出すること。

(7) 開発標準、開発管理標準等、機構が定める標準類に準拠し作業を遂行すること。ただし、本システム（先行稼働）の特性上、当該標準類で規定する内容に疑義等がある場合は、機構へその理由を説明し、協議の上で作業を実施すること。

(8) 委託業務の実施に際し、厚生労働省又は機構が保持する年金業務システム及び他システムの設計書等を参照する必要があると判断する場合は、作業方法等について機構の指示に従い、必要な場合は秘密保持契約を締結する等した上で作業すること。
なお、作業場所は機構が別途指示する場所とする。

(9) 厚生労働省及び機構へ提示する電子ファイルは、事前にウィルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

(10) 厚生労働省又は機構と協議の上、必要に応じてシステム監査（厚生労働省又は機構が委託した外部監査人による監査を含む）を受けること。

(11) 機構が作成した「情報システムの構築等の外部委託に係る情報セキュリティ管理手順書」に基づき、情報セキュリティ対策の実施状況について契約後速やかに自主点

検を実施し、確認結果を機構に報告すること。

また、当該結果について機構から対応の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(12)本調達に係る重要事項に関し、厚生労働省から会議体への代表者又はそれに代わる者の出席の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(13)年金業務システムは、段階的に稼働することを予定している。本受託者は、他受託者と十分連携の上、各稼働時期を遵守すること。

(14)応札参加者は、技術資料の開示を希望する場合、別途、同意書の提出等の必要な手続きを行うこと。また、提案内容の詳細や不明点を把握するために実施するヒアリングに必ず参加するとともに、不明点を解消するよう回答すること。

13.9 環境への配慮

(1) 納入する製品は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り納入すること。

また、納入するハードウェアについては、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境への配慮を行うこと。

(2) 「参考資料21 電力需給に関する検討会合」及び、「参考資料22 各年度における電力需給対策」等を踏まえた作業環境、作業手順等を検討し、実施すること。

第14章　妥当性証明

14.1　調達担当課室の長

本書の内容が妥当であることを確認した調達担当課室の長を次に示す。

厚生労働省年金局事業管理課システム室長　　山崎　伸正

14.2　CIO 補佐官等

本調達仕様書は、概ね妥当であると判断する。

今後、本調達の実施並びに改定にあたっては、「情報システムに係る政府調達の基本指針」等と齟齬のないように留意されたい。

厚生労働省 CIO 補佐官　　住岡　弘司